

災害対策基本法等の一部を改正する法律による改正後の
災害対策基本法等の運用について（抄）

平成 25 年 6 月 21 日 府政防 559 号 消防災第 246 号 社援総発 0621 第 1 号
各都道府県防災主管部長宛 内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(総括担当)
消防庁国民保護・防災部防災課長 厚生労働省社会・援護局総務課長 通知

避難行動要支援者関係

第一 災害対策基本法の一部改正関係

IV 災害予防

5. 避難行動要支援者名簿（法第 49 条の 10 から第 49 条の 13 まで関係）

(1) 規定を設けた趣旨

東日本大震災では、犠牲者の過半数を 65 歳以上の高齢者が占め、また、障害者の犠牲者の割合についても、健常者のそれと比較して 2 倍程度に上ったと推計されているが、こうした被災傾向は過去の大規模な震災・風水害等においても共通してみられるものであり、災害時に自力で迅速な避難行動をとることが困難な者に対する避難支援等の強化が急務となっている。

内閣府及び消防庁においては、これまで「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」（平成 18 年 3 月）に基づき、各市町村における災害時要援護者名簿の作成等を促進してきたところであるが、こうした名簿の作成・利用に当たっては、高齢者や障害者等に関する個人情報の利用・提供が個人情報保護条例によって制限され、①防災部局と福祉部局等との間で必要な個人情報の共有が行えない、②民生委員や消防団等の外部の避難支援者への情報提供が行えないという問題があったところである。

しかしながら、災害多発国である我が国においては、いつどこで災害が発生してもおかしくなく、自力避難が困難な高齢者や障害者等を災害から保護するためには、全ての市町村において名簿が確実に作成され、平常時から避難支援体制を構築しておくことが重要である。

このため、今般の法改正では、災害発生時の避難に特に支援を要する者の名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）の作成を市町村長に義務付け、名簿の作成に必要な個人情報の利用が可能となるよう個人情報保護条例との関係を整理するとともに、名簿の活用に関して平常時と災害発生時のそれぞれについて避難支援者に情報提供を行うための制度を設けることとしたものである。

なお、避難行動要支援者名簿の作成・活用に係る具体的な手順等については、追って「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」を改定し、その中で示すこととしているので、それを踏まえ、適切に対応されるよう取り計らわれない。

(2) 名簿の作成（法第49条の10関係）

① 名簿の作成（第1項）

ア) 名簿の登載対象者

避難行動要支援者名簿への登載対象者は、「災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの」であり、このような「避難行動要支援者（以下「要支援者」という。）」に該当するか否かは、個人としての避難能力の有無に加え、避難支援の必要性を総合的に勘案して判断することとなる。

この際、要配慮者個人としての避難能力の有無については、主として、①警報や避難勧告・指示等の災害関連情報の取得能力、②避難そのものの必要性や避難方法等についての判断能力、③避難行動を取る上で必要な身体能力に着目して判断することが想定される。一方、避難支援の必要性については、例えば、同居親族等の有無や社会福祉施設等への入所の有無のほか、各市町村における浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の分布状況、災害関連情報の発信方法（緊急速報メール等の視覚情報での発信や外国語での発信など）等に着目して判断することが想定される。

イ) 名簿の作成方法

避難行動要支援者名簿は、「地域防災計画の定めるところ」により作成することとしており、地域防災計画には名簿作成の具体的な方法・手順を定める必要がある。

具体的には①名簿に登載する者の範囲、②名簿作成に関する関係部署の役割分担、③名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法、④名簿の更新に関する事項を定めることが一般的に考えられる。なお、これらの事項を地域防災計画に定める際には、細目的な部分を下位計画等に委任することとしても差支えない(以下5.において同じ。)

ウ) 名簿の用途

避難行動要支援者名簿の作成目的は「避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする」ことである。

ここでいう「避難」とは、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に危難を避けることをいう。災害の中には、台風や津波などその原因となる自然現象の発生から実際に被害が生じるまでの間に一定の時間的猶予があるものもあり、こうした災害については、その発生のおそれが明らかになった時点で、名簿情報に基づき速やかに避難支援を行い、要支援者を指定緊急避難場所等の安全な場所へと避難させることが重要となる。

一方、地震のように突発的に被害をもたらす災害が発生した場合には、自力での避難が著しく困難である要支援者は被災家屋に取り残されている蓋然性が高いことから、このような場合には、名簿情報に基づき速やかに安否の確認を行い、その結果に基づき的確な救出活動を実施することが重要となる。

「その他の…必要な措置」としては、安否確認に基づいた救出・救助の実施のほか、災害発生時に迅速な避難支援等が行えるよう、平常時からの避難訓練や防災訓練の実施等に名簿を活用することも想定される。

エ) 名簿の更新

避難行動要支援者名簿に登載される要支援者は、転出・転入、出生・死亡、障害の発現等により地域において絶えず変化するものであり、これを市町村において常に完全に把握することはおよそ困難であると考えられるが、可能な限り実態に即し、公平・的確な名簿作成に資するため、本項では、当該市町村に居住する要支援者の把握に努めることを市町村長に義務付けている。

各市町村においては、名簿作成の担当部局と福祉部局等の連携を密にし、要支援者に関する情報を適時に共有するとともに、これに基づき定期的に名簿を更新するよう取り計らわれない。

② 名簿の記載事項（第2項）

本項第1号から第4号までに掲げる事項は、いわゆる住民基本台帳の4情報であり、要支援者本人の特定に必要な基本的な情報である。

第4号の「住所」とは、各人の生活の本拠（民法第22条）であり、必ずしも住民基本台帳に記載されている住所に限定されない。一方、「居所」とは、人が多少の期間継続して居住しているが、その場所とその人の生活との結びつきが住所ほど密接でなく、生活の本拠であるというまでには至らない場所をいう。本法に基づく名簿は市町村内に居住する者を対象とするものであり、その居住場所が講学上の住所であるか居所であるかを問わないことから、本号では両者を並列して規定したものである。

第5号の「電話番号その他の連絡先」は、災害の発生時又は発生するおそれがある場合における迅速な安否確認に必要なものであり、「その他の連絡先」としては、携帯電話のメールアドレス等が想定される。

第6号の「避難支援等を必要とする事由」とは、視覚障害、聴覚障害、肢体不自由等の障害の種類及びその程度、要介護状態区分などの要支援者個人の避難能力に関する事項のほか、同居親族の有無等といった避難支援等を特に必要とする理由の概要を指すものであり、災害発生時における緊急的な避難支援等の実施に当たり、必要な人員数や支援方法等を的確に判断する上で必要となる情報である。

第7号は、市町村長の裁量により名簿に記載・記録する追加的事項である。このような追加的記載事項としては、例えば、同居家族の連絡先を記載し、災害発生時の安否確認手段の複線化を図ることが考えられる。

③ 名簿作成に必要な個人情報の利用（第3項）

ア) 個人情報保護条例との関係

現在、全国の市町村の全てで個人情報保護条例が制定されており、それらの条例では、本人以外からの個人情報の収集、市町村が保有する個人情報の目的外利用及び外部提供を一般的に禁止しつつ、一定の場合に限り例外的にこれらの行為を行うことを許容するという構成を採用している。

各市町村の個人情報保護条例では、こうした例外類型の一つとして「法令に定めがある場合」を規定しているのが一般的であり、本項の規定は、市町村内部において個

人情報を目的外利用するに当たっての条例上の根拠を設けるものである。

なお、各市町村の個人情報保護条例によっては、「法令に基づく場合」を個人情報の目的外利用に関する例外類型として規定しておらず、条例による規定と法律による規定とが相互に矛盾抵触することもあり得るが、このような場合には、「地方公共団体は、…法律の範囲内で条例を制定することができる」との憲法第94条の規定と、本法律の趣旨から、本法律の規定が条例の規定に優越することとなり、各市町村においては、いずれにせよ名簿の作成等に必要な個人情報を取り扱うことが可能である。

イ) 利用範囲

「避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度」とは、地域防災計画に定められた要件に該当する要支援者の個人情報を取得する場合のほか、地域防災計画において名簿に登載する者の範囲を定めるために必要となる、いわば検討段階において必要な個人情報の取得も含むものである。名簿作成に係る上記のような個人情報の利用の態様に鑑み、本項に基づき市町村内部で目的外利用することができることとする情報の範囲については、結果的に要支援者には該当しない可能性のある者まで含むものとして「要配慮者に関する情報」としている。

「内部で利用」とは、地方自治法第158条第1項の規定により市町村長の権限に属せられた事務を分掌させるために設けられた「内部組織」の間での相互利用である。このため、市町村の機関であっても、教育委員会等はここでいう「内部」に含まれず、これらの機関が保有する個人情報を利用するためには、第4項による情報提供の求めを行う必要がある。なお、各市町村において具体的にどの機関が内部組織に該当するかについて疑義が生じる場合も想定されるが、こうした場合には、当該市町村の個人情報保護条例に規定する「実施機関」の区分に則り、市町村長とは別の実施機関として列挙されている主体については、内部組織に含まれないと解するのが適当である。

ウ) 市町村内部での目的外利用が想定される個人情報

名簿作成に必要な個人情報として市町村内部での目的外利用が想定されるものとしては、例えば、福祉部局が保有する要介護認定情報、障害者手帳情報などが想定される。

なお、名簿の作成に当たっては市町村が保有する住民基本台帳を活用し、独り暮らし高齢者等を把握することも想定されるが、住民基本台帳は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき「市町村（特別区を含む。以下同じ。）において、…その他の住民に関する事務の処理の基礎とする」ことを目的（同法第1条）として作成するものであり、本項に基づく目的外利用によらず、住民基本台帳作成の目的の範疇に属するものとして、名簿作成のため市町村内で活用することが可能である。

④ 名簿作成に必要な個人情報の取得（第4項）

ア) 個人情報保護条例等との関係

本項は、避難行動要支援者名簿を作成するに当たって必要となる個人情報の収集の円滑化を図るため、市町村長から依頼を受けた市町村外部の機関・団体が要配慮者に関する個人情報を市町村長に提供する場合における個人情報保護法制上の根拠を設け

たものである。

名簿作成に当たり市町村長が外部の機関・団体に情報提供を求める際には、求めを受けた都道府県については当該都道府県の個人情報保護条例、市町村の機関については当該市町村の個人情報保護条例、民間事業者については個人情報保護法がそれぞれ適用され、これらの条例又は法律においては、「法令に定めがある場合」等を除いて、本人の同意を得ずに個人情報の目的外利用や第三者提供を行うことを禁止しているが、本項の規定による求めに応じて行う情報提供については、「法令に定めがある場合」等に該当するものとして、条例上又は法律上許容されることとなる。

イ) 情報提供の依頼先

「関係都道府県知事その他の関係者」としては、障害者手帳の保有に関する情報や公費助成を受けている難病患者に関する情報等を保有する都道府県の福祉医療部局等が想定されるほか、必要に応じて民間事業者に情報提供を求めることも可能である。

なお、本項による情報提供の求めは、個人情報保護法制との関係を整理する観点から法令の根拠を設けることを目的として規定したものであり、情報提供を求められた者に対して応諾義務を課すものではないが、市町村長から情報提供を求められた者が、個人情報保護法制における「法令に定めがある場合」に該当するものとして、要配慮者に関する個人情報を市町村に提供することを可能とするものである。

ウ) 留意事項

要配慮者に関する情報提供の依頼及びこれに対する情報の提供に際しては、個人情報保護法制との関係を整理する観点から、「法令の定め」に基づく依頼又は提供であることを、書面をもって明確にすることが望ましい。

(3) 名簿の利用及び提供（法第49条の11関係）

市町村においては、かねてより「災害時要援護者名簿」等の名称で本法の避難行動要支援者名簿に類似する名簿が整備されてきたところであるが、東日本大震災に際しては、かかる名簿を有効に活用し、要支援者の命を救うことができた事例があった一方、名簿を地域の支援者に事前に提供していなかった、名簿が発災後の安否確認に利用できないことに考えが及ばなかったなど、作成後の名簿の活用について必ずしも十分でない事例も見受けられた。

こうした事例の背景としては、名簿情報の利用に関し個人情報保護条例との関係整理が十分になされていないこと等が指摘されているところであるが、本法に基づく避難行動要支援者名簿制度の創設趣旨は、名簿自体を作成することにあるのではなく、作成した名簿を適切に活用し、要支援者の生命・身体を災害から保護することにあることは言うまでもない。

このため、本条では、市町村長が作成した名簿に登録された要支援者に関する情報が地域の支援者等にも適切に提供され、災害発生時に名簿情報が最大限活用されるよう、名簿情報について市町村内部での利用及び市町村外部への提供に関する取扱いを法律上規定することとしたものである。

① 市町村内部における名簿情報の利用（第1項）

第49条の10第3項又は第4項の規定により、市町村長は、名簿の作成に必要な限度で要配慮者の個人情報を市町村の内部で目的外利用し、又は関係都道府県知事等から情報提供を受けることが可能となるが、これらの規定は、福祉部局等が保有していた要支援者に関する個人情報について、その本来的な利用目的（社会保障給付に関すること等）を変更することなく、名簿の作成という別の目的に限って目的外利用等することを認めたものであり、名簿に集約された個人情報を避難支援等という更に別の目的に利用することは、これ自体個人情報保護条例上の「目的外利用」に当たる。

本項は、こうした点を踏まえ、避難支援等の実施に必要な限度で市町村が名簿情報を内部利用することができるよう法律に根拠を設けたものであり、本項に基づく個人情報の利用については本人の同意を得ることを要しない。

なお、本項に基づき市町村の内部において具体的に想定される名簿情報の利用用途としては、i) 名簿情報の外部提供に関する本人同意を得るための連絡、ii) 防災訓練への参加呼びかけなど防災に関する情報提供、iii) 災害発生時又は発生のおそれがある場合の情報伝達、避難支援、iv) 災害発生時の安否確認・救助等が考えられる。

この際、市町村の内部組織である消防部局においては、本項に基づき、本人同意の有無にかかわらず、避難支援等に必要な限度で平常時から名簿情報を利用することができるので留意されたい。

② 平常時における名簿情報の外部提供（第2項）

本項に基づく名簿情報の事前提供は、これを受領した民生委員等の地域の避難支援者が要支援者と個別に面談すること等を通じて、災害発生時における避難方法や避難支援の内容等を事前に検討し、個々の要支援者ごとに実効性の高い個別避難計画を準備しておくことを可能とすることを主たる目的としたものである。

ア) 名簿情報の提供先

本項で名簿情報の提供先として列挙した主体は、避難支援等に携わる行政機関、特別公務員及び民間団体をそれぞれ例示したものであり、いずれも、消防庁が実施した実態調査「災害時要援護者の避難支援対策の調査結果」（平成24年7月3日）において、名簿提供先の上位に挙げた者である。

これらの者はあくまで例示として列挙したものであり、これらの者に必ず名簿情報を提供することを求める趣旨ではなく、また、これら以外の者に対して名簿情報を提供することを禁止するものでもない。市町村においては、要支援者の人数や所在、必要な避難支援の態様など地域の実情を適切に勘案しつつ、名簿情報の提供先及び方法を地域防災計画に具体的に定めるよう取り計らわれたい。

イ) 「必要な限度」について

名簿情報の外部提供に当たっては、要支援者に関する個人情報が無用に共有・利用されないことがないよう、「避難支援等の実施に必要な限度」で提供することが原則である。例えば、市町村内の一地区の自主防災組織に対して市内全体の名簿情報を提供することは、実際の避難支援等に活用され得ない情報までも含んだものとして、「必要

な限度」を逸脱するものと考えられる。一方、災害発生時の避難支援等には直接携わらないものの、個別避難計画の事前策定を通じて間接的に避難支援等に関与する者に名簿情報を提供すること等は、ここでいう「必要な限度」に含まれる。

ウ) 同意の取得

名簿情報の提供については、心身の機能の障害等に関する情報を他者に知られることにより、要支援者やその家族等が社会生活を営む上で不利益を受けるおそれもあることから、平常時から行うものについては、事前に要支援者本人の同意を得ることを必要としている。

この際、「同意」とは、口頭によるものと書面によるものとを問わないが、状況に照らし本人が実質的に同意していると判断できることが必要となる。

なお、要支援者本人が未成年者、成年被後見人等であって、個人情報の取扱いに関して同意したことによって生ずる結果について判断できる能力を有していない場合などは、親権者や法定代理人等から同意を得ることにより、名簿情報の外部提供を行うこととして差し支えない。

エ) 条例による特例措置

本項に基づく名簿情報の事前提供は、本人同意を前提としているが、より積極的に避難支援を実効あるものとする等の観点から、自治体が条例で特に定める場合については、同意を要しないこととした。

このような特例措置としては、外部提供について同意を不要とする旨を条例上明文で根拠を設けてある場合のほか、「個人情報保護審議会の意見を聴いて、公益上の必要があると認めるとき」のように、個人情報保護条例上の他の規定を根拠とする場合についても、本項にいう「条例に特別の定めがある場合」に該当する。

③ 災害発生時等における名簿情報の外部提供（第3項）

本項は、災害により要支援者の生命又は身体に具体的な危険が迫っている状況下においては、個人情報の利用による利益が個人情報の保護による利益に優越するとの判断に基づき、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合であって、要支援者の生命・身体を保護するために特に必要があると認めるときは、市町村長は、要支援者本人の同意を得ることを要せず、名簿情報を外部提供できることを定めたものである。

ア) 名簿情報の提供先

本項に基づく名簿情報の提供先としては、第2項による事前提供と同様の消防機関、自主防災組織等といった避難支援等関係者のほか、災害発生後に被災地に派遣された自衛隊の部隊や他の都道府県警察からの応援部隊等が想定される。また、避難支援等への協力が得られる企業や団体、さらには、発災後に要支援者の安否確認を迅速に行うため、障害者団体等に名簿情報を提供するといったことも考えられる。

イ) 運用上の留意点

本項に基づく名簿情報の外部提供は、発災時等であれば無条件に認められるものではない。例えば、大雨で河川が氾濫するおそれがある場合に、浸水予想区域内にいる要支援者の名簿情報を同意なく外部提供することは本項の趣旨に合致すると考えられ

るが、およそ浸水可能性がない地区に居住する要支援者の分までも同意なく一律に提供するようなことは適当でない。

市町村においては、本項の趣旨を十分に踏まえ、予想される災害の種別や規模、予想被災地域の地理的条件や過去の災害経験等を総合的に勘案し、「要支援者の生命・身体を保護するために特に必要がある」か否かを適切に判断するよう留意されたい。

(4) 名簿情報を提供する場合における配慮（法第49条の12関係）

本法に基づく名簿情報の外部提供は、要支援者に対する避難支援等に必要範囲内で、消防機関や警察機関等の行政機関、民生委員等の個人、市町村社会福祉協議会や自主防災組織等の民間団体に対して幅広く行われることとなる。

この際、名簿情報の取扱いについては、個人単位では守秘義務を課すことにより秘密保持を図ることとしている（法第49条の13）ところであるが、名簿情報が不用意に外部漏えいする危険性を最小化するためには、このような個人単位での措置はもとより、名簿情報を受け取る団体そのものにおいても、名簿情報を取り扱う職員を必要最小限に限定するなど、名簿情報の管理に関し組織単位で適切な措置を講じられることが求められる。

このため、名簿情報の取扱いについてその適正管理に万全を期す観点から、名簿情報の受領者個人に対する守秘義務と両輪をなすものとして、市町村長に対し、名簿情報の漏えい防止のために必要な措置を講じることを名簿情報の提供先に求めるなど個人の権利利益の保護に必要な措置を講ずるよう努めることを義務付けるものである。

① 努力義務の内容

本条に基づき市町村長に課せられる努力義務は、名簿情報を外部提供する際に、その提供先に対して名簿情報の漏えい防止等に必要な措置を講じるよう求めることなど、要支援者とその家族等の権利利益を保護するために必要な措置を講じることである。なお、本条に基づく努力義務は、発災時に緊急に名簿情報を提供する場合も対象としているが、平常時から名簿情報を保有しない者に対する名簿情報の提供についても本条の対象としているのは、使用後の名簿情報の廃棄・返却等について求めることも念頭に置いたものである。

「名簿情報の漏えいの防止のために必要な措置」としては、組織の内部で名簿情報を取り扱う者を限定することや必要以上の名簿情報の複製の禁止、名簿情報の保管方法の指定、名簿情報の取扱状況の報告、使用後の名簿情報の廃棄・返却等が考えられる。

また、「その他の当該名簿情報に係る避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置」としては、受領した名簿情報を避難支援等以外の目的のために使用することを禁止することのほか、名簿情報の適正な管理を促進するため、市町村において名簿情報の提供先を対象とした研修を実施すること等も想定される。

なお、名簿情報の提供先に対してどのような情報管理措置を求めるかは、提供する名簿情報の量や提供方法（紙媒体・電子媒体の別）、受領者の特性（行政機関・民間団体の別や個人情報保護条例等の適用の有無）等を総合的に勘案して判断するべきであるこ

とから、その具体的な内容については地域防災計画で定めることとしている。このため、市町村においては、名簿情報の提供先を地域防災計画に定めるのにあわせて、名簿情報の提供先に対して求める情報管理措置の内容等についても一体的に定めるよう留意されたい。

② 市町村内における名簿情報の適正管理

本条は、市町村が外部の避難支援者に名簿情報を提供する際の努力義務を規定したものであるが、市町村内部においても名簿情報が適正に管理されるべきことは言うまでもない。

市町村内部における情報管理については、かねてより、総務省の『地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン』に基づき、機密性に応じた情報の取扱方法等を定めた情報セキュリティポリシー及び具体的な実施手順（マニュアル）が各自治体で策定されているところであり、各市町村においては、要支援者個人の秘密を含んだ避難行動要支援者名簿についても適正な情報管理が行われるよう、改めてこのセキュリティポリシー等の遵守を徹底されるよう配慮されたい。

(5) 秘密保持義務（法第49条の13関係）

避難行動要支援者名簿に記載された名簿情報は、要支援者に関する心身の機能の障害や疾病に関する情報等といった極めて秘匿性の高い秘密を含むものである。

このため、名簿情報の提供を受けた者が、正当な理由なくこうした秘密を他者に漏らすことは、要支援者本人はもとより、その家族等の権利利益をも不当に侵害することになりかねない。また、名簿情報に含まれる秘密の保持について要支援者等からの信用が十分に得られない場合には、平常時からの名簿情報の提供に対する同意を躊躇させることにもつながり、結果として、地域住民等の「共助」による避難支援等の充実・強化を目的とした名簿制度の実効性を大きく毀損するおそれもある。

本条は、こうした考えから、名簿情報の不当な漏えいを防止し、もって要支援者等のプライバシーの保護並びに名簿制度の信頼性及び実効性の確保を図るため、名簿情報の提供を受けた者に対して守秘義務を課すものである。

市町村においては、本条の趣旨・内容を十分に承知の上、名簿情報を外部に提供する際には、その相手方に法律上の義務内容等を適切に説明するなど、名簿情報に係る秘密保持が徹底されるよう特段の配慮を図られたい。

① 義務の内容

本条に基づく秘密保持義務の内容は、市町村から直接又は間接に名簿情報の提供を受けた個人について、それによって知り得た要支援者に関する秘密を将来にわたり正当な理由なく他者に漏らさないことである。

ここでいう「秘密」とは、一般に『非公知の事項であって、実質的にもそれを秘密として保護するに値するものをいう。』と解されており（最判昭和52年12月19日）、本法の要支援者に関しては、心身の機能の障害に関する情報や疾病その他の健康状態に

関する情報等が典型的に該当するものと考えられる。また、名簿情報として直接的に知り得るこれらの秘密に加え、名簿情報を利用した避難支援等の活動に携わる中で知り得た非公知の情報である家庭環境、人種、国籍、門地、信条等も秘密に該当しうる。

ただし、本条による秘密保持の対象となるのは、名簿情報の提供を受けたことよって直接又は間接に知り得た秘密であり、本法に基づき名簿情報の提供を受ける以前から地縁関係等を通じて同様の事実を既に知っていた場合には、ここでいう知り得た秘密には該当しない。

「正当な理由がなく」とは、要支援者に対する避難支援等に必要のない理由で秘密を漏らすことを禁止する趣旨である。このため、例えば、名簿情報の提供を受けていた者が、災害発生時に、要支援者の避難支援等に必要に応援を得るため緊急に名簿情報を近隣住民に知らせるような場合は、「正当な理由」に該当すると考えられ、本条の守秘義務違反を構成しない。

一方、避難支援等の応援を得ることを目的とした場合であっても、災害が現に発生していない平常時から他者に名簿情報を提供することについては、以下の理由から「正当な理由」に該当しない。すなわち、本法においては、個人情報の保護と利用のバランスを図る観点から、平常時からの名簿情報の提供については、その相手方をあらかじめ地域防災計画で定めるとともに、要支援者本人の同意を得ることを条件としている。このため、市町村長から名簿情報の提供を受けた者が、市町村及び要支援者の関知しない者に独断で名簿情報を提供することはこれらの規定の趣旨を没却することになるほか、こうした再提供先には本条の秘密保持義務が課せられていないことに鑑みても適当でないためである。

② 義務の対象者

本条による秘密保持義務が課せられる対象者は、第49条の11第2項又は第3項の規定により、市町村長から名簿情報の提供を受けた者又は名簿情報の提供を受けた団体の職員等であって、実際に名簿情報を取得した者である。

本法による名簿情報の提供は、地域防災計画に基づき平常時からなされる場合と災害が発生した場合等に緊急になされる場合があるが、いずれの場合に名簿情報を取得した者についても、本条による義務が課せられる。一方、①で例に挙げたような場合に、避難支援等の応援のために緊急的に名簿情報の提供を受けた住民等については、本条の義務は課せられない。

「名簿の提供を受けた者」とは、第49条の11第2項又は第3項の規定により市町村長から直接的に名簿情報の提供を受けた者を指すものであるが、名簿情報の提供は個人に対して直接的に行われる場合だけでなく、社会福祉協議会等の市町村内の一定の区域を管轄する法人に対してなされることも想定されることから、このような場合には、名簿を受領した法人に対してではなく、実際に名簿情報を取り扱う役員又は職員に対して義務が課せられる。また、名簿情報を受領する主体としては、法人格を有していない自主防災組織等の団体も想定されるところであり、このような場合における当該団体の構成員は、社会通念上、当該団体の役員又は職員とは観念されないことから、こうした

者についても本条による義務が課せられるよう「その他の当該名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者」と規定したものである。

なお、本条による秘密保持義務は、名簿情報を活用した避難支援等を行う立場にあった間はもとより、これらの立場を退いた後についても引き続き課せられるものであり、この点条文上も「又はこれらの者であつた者」と明確にされているので、留意されたい。

③ 義務の違反

名簿情報を提供先として想定される者のうち、職務として避難支援等に携わる消防機関や警察機関、自衛隊等の職員については、地方公務員法等において秘密漏えいに関する罪が設けられており、仮にこれらの者が名簿情報を外部に漏えいした場合には、これらの法令に基づき所要の罰則が課せられる。

一方、自主防災組織の構成員など、職務としてではなく善意に基づき無償で避難支援等に携わる民間人については、名簿情報の受領について過度な心理的負担を課し、「共助」による避難支援等の裾野自体を限定的なものとするものがないよう、本法では守秘義務違反に対する罰則を設けていない。ただし、この場合においても、名簿情報が漏えいし、民事上の損害賠償訴訟が提起された場合には、本条の義務違反が不法行為責任の認定根拠となり得るのでその旨留意されたい。

(6) その他の留意事項

これまで「災害時要援護者名簿」等の名称で避難行動要支援者名簿に類する名簿を作成していた市町村については、当該名簿の内容が、本法に基づき作成される避難行動要支援者名簿の内容に実質的に相当している場合に限り、改正法の施行後に改めて避難行動要支援者名簿を作成する必要はない。ただし、この場合においても、名簿の作成方法等について地域防災計画に位置付ける必要があるのでその旨留意されたい。

また、改正法の施行の際現に名簿情報を外部の避難支援等関係者に提供している場合には、当該名簿情報を受領した個人に対して本法に基づく秘密保持義務が課せられるよう、改正法の施行後に改めて名簿情報の提供を行い、法律に基づく義務が発生する日が明確になるよう取り計らわれたい。

災害対策基本法等の一部を改正する法律による改正後の
災害対策基本法等の運用について（抄）

令和3年5月10日 府政防第 601 号 消防災第 60 号
各都道府県防災主管部長宛 内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（総括担当）
消防庁国民保護・防災部防災課長 通知

避難行動要支援者関係

第一 災害対策基本法の一部改正関係

Ⅱ 個別避難計画の作成

1. 個別避難計画（法第49条の14から第49条の17まで関係）

（1）規定を設けた趣旨

東日本大震災の教訓として、障害のある人、高齢者、外国人、妊産婦等について、情報提供、避難、避難生活等様々な場面で対応が不十分な場面があったことを受け、これらの者に係る名簿の整備・活用を促進することが必要とされたことから、法上に、市町村に対して避難行動要支援者名簿（以下「名簿」という。）の作成が義務付けられた。併せて、名簿に掲載された避難行動要支援者の避難の実効性を確保するため、当該避難行動要支援者ごとに避難支援等をあらかじめ定める個別避難計画の作成を進めることが適切であるとの考えを「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月（内閣府防災担当））（以下「取組指針」という。）において示し、市町村においては、地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき、個別に避難行動要支援者と具体的な打合せ等を行いながら、個別避難計画の作成が行われてきた。

しかしながら、令和元年東日本台風や令和2年7月豪雨など近年の災害においても、高齢者をはじめとする避難行動要支援者が被害にあっており、個別避難計画の作成も十分とはいえない状況であった。（個別避難計画の作成状況：①名簿掲載者の全部について作成済の市町村数 9.7%②名簿掲載者の一部について作成済の市町村数 56.9%③名簿掲載者について未作成の市町村数 33.4%（令和2年10月1日時点））

こうした状況等を踏まえ、令和元年台風第19号等を踏まえた高齢者等の避難に関するサブワーキンググループ（以下「高齢者等SWG」という。）において、専門家、防災実務者等から個別避難計画の作成を一層推進するこ

とにより、高齢者等の円滑かつ迅速な避難を図る必要があるとの意見が出された。

このため、改正法では、地域防災計画の定めるところにより、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、当該避難行動要支援者について避難支援等を実施するための計画（以下「個別避難計画」という。）の作成を市町村の努力義務とするとともに、個別避難計画の作成に必要な個人情報の利用及び個別避難計画の活用に関する平常時と災害発生時における避難支援等関係者（消防機関、都道府県警察、民生委員、市町村社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者をいう。以下同じ。）への情報提供について、個人情報保護条例並びに個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）及び今国会に提出されている「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案」による改正後の個人情報保護法（以下「改正個人情報保護法」という。）との関係を整理の上、規定を設けることとしたものである。

なお、個別避難計画の作成・活用に係る具体的な手順等については、取組指針を改定し示す予定としており、それを踏まえ、適切に対応されるよう取り計らわれたい。

（２）個別避難計画の作成（法第49条の14）

①個別避難計画の作成（第1項）

ア）個別避難計画の作成の努力義務化

個別避難計画については「市町村長は、地域防災計画の定めるところにより、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、当該避難行動要支援者について避難支援等を実施するための計画（以下「個別避難計画」という。）を作成するよう努めなければならない。ただし、個別避難計画を作成することについて当該避難行動要支援者の同意が得られない場合は、この限りでない。」とされ、市町村に個別避難計画の作成に関する努力義務の規定が設けられた。

本項ただし書きの規定は、個別避難計画の作成について避難行動要支援者本人の同意が得られない場合には、当該避難行動要支援者から避難支援等に必要な情報が得られず、また、災害発生時の当該避難行動要支援者の行動も計画できないことから、市町村長の個別避難計画作成の努力義務はかからないこととしたものである。

なお、同意が得られない場合でも、市町村長は、引き続き、当該避難行動要支援者の同意が得られるよう働きかける努力は継続する必要がある。また、法第49条の15第4項（（3）④関係）に基づき、当該避難行動要支援者の避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、避難支援等関係者に対する

必要な情報の提供その他の必要な配慮をする必要がある。

同意を得るためには、福祉専門職や民生委員などを含め、日常から関係性のある人が関与することにより同意につながる可能性があることに留意すべきである。

イ) 優先度に応じた個別避難計画の作成

市町村の限られた体制の中で、できるだけ早期に避難行動要支援者に対し、計画が作成されるよう、優先度が高い者から個別避難計画を作成することが適当である。市町村が必要に応じて作成の優先度を判断する際の考慮すべき点としては、次のようなことが挙げられる。

- ・地域におけるハザードの状況（浸水想定区域（水防法）、津波災害警戒区域・津波災害特別警戒区域（津波防災地域づくり法）、土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域（土砂災害防止法）、噴火に伴う火山現象による影響範囲（活動火山対策特別措置法（基本指針）に基づく火山災害警戒区域）等）
- ・当事者本人の心身の状況、情報取得や判断への支援が必要な程度
- ・独居等の居住実態、社会的孤立の状況

このように個別避難計画の作成に当たり、ハザードマップ上、危険な場所に居住する者については、特に優先的に作成すべきである。また、家族が高齢者であること、同居家族の一時的な不在や昼間独居など、避難行動要支援者本人が独り残されて被災する可能性がある場合は、優先度を判断する際に留意が必要である。

計画作成の優先度が高いと、現時点において、市町村が判断する者については、地域の実情を踏まえながら、おおむね5年程度で個別避難計画の作成に取り組んでいただきたい。

また、個別避難計画は、市町村が作成の主体となり、関係者と連携して作成する必要がある。関係者のうち、特に、福祉専門職は、避難行動要支援者本人の状況等をよく把握しており、信頼関係も期待できることから、個別避難計画の作成の業務に福祉専門職の参画を得ることが極めて重要である。

この個別避難計画の作成に関し、個別避難計画作成の所要経費については、令和3年度に新たに地方交付税措置を講ずることとされている。加えて、市町村の円滑な作成を推進するため、

- ・作成手順などを明示した取組指針の提示
- ・令和3年度に、優良事例を全国的に展開するためのモデル事業の実施
- ・活用の可能性がある既存の補助制度の紹介

といった支援策を実施することとしており、個別避難計画の作成に積極的に取り組まれない。

ウ) 個別避難計画の更新

避難行動要支援者の心身の状況は変化するため、医療・福祉関係者等と連携し、その心身の状況に応じて個別避難計画を更新することは、避難の実効性を高めるものであり、重要である。

また、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等に変更があった場合にも、適時適切に更新することとされたい。

更新の考え方（契機、更新が必要となる事情の変更、更新の周期など）に関しては、名簿と同様に地域防災計画において定めることが適当である。

②個別避難計画情報の提供に関する説明（第2項）

市町村長は、避難行動要支援者から法第49条の14第1項ただし書の同意を得ようとするときは、当該同意に係る避難行動要支援者に対して、平常時又は災害発生時における個別避難計画情報の提供について説明しなければならないとされている。説明を要する趣旨としては、(3)③のとおり、災害時においては、避難行動要支援者及び避難支援等実施者（避難支援等関係者のうち当該個別避難計画に係る避難行動要支援者について避難支援等を実施する者をいう。以下同じ。）の同意なく外部提供が可能となるためである。

なお、避難行動要支援者本人から個別避難計画の作成に係る同意を得ることに併せて、個別避難計画情報の提供に関する上記の説明を行い、当該提供に係る同意を得ることは差し支えない。

③個別避難計画の記載事項（第3項）

個別避難計画の記載事項には、名簿と同様のものとして法第49条の10第2項第1号から第6号までに掲げる事項のほか、本項第1号から第3号までに掲げる事項がある。名簿と同様のものとしては、氏名、生年月日、性別、住所又は居所、電話番号その他の連絡先及び避難支援等を必要とする事由である。これらの事項については名簿と同様の記載事項を記入することが基本となる。

本項第1号の「避難支援等実施者の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他の連絡先」は、避難支援等実施者の特定に必要な基本的な情報として記載を求めるものである。

本項第2号の「避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項」は、避難場所と避難経路の記載を求めるものであるが、避難経路については、特に浸水想定区域や狭隘部、急勾配、段差等の留意事項がある場合に、記載を求める趣旨である。

本項第3号の「避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項」については、自宅で想定されるハザードの状況、移動の際の持出し品等、市

町村が必要と判断した事項を記載等するものである。

なお、個別避難計画の作成が十分に進んでいない市町村においては、特に必要な内容に絞って記載して作成することから始め、更新の機会等を活用して記載する内容の充実を図る方法も考えられる。

④個別避難計画作成に必要な個人情報の利用（第4項）

本項は、個別避難計画の作成に必要な限度で、市町村が保有する避難行動要支援者の氏名その他の避難行動要支援者に関する情報を、市町村の内部で利用することができることを定めたものである。

なお、改正個人情報保護法では、地方公共団体に関する個人情報の取扱いについて規定されることとなるが、改正個人情報保護法が地方公共団体の個人情報保護に関する一般法であるのに対し、名簿及び個別避難計画の個人情報保護についての取扱いは特別法たる法によることとなるため、改正個人情報保護法施行後においても、本項の規定により、市町村内部において個人情報を目的外利用することが可能となる。

⑤個別避難計画作成に必要な個人情報の取得（第5項）

個別避難計画を作成するに当たって必要となる個人情報の収集の円滑化を図るため、市町村長は必要があると認めるときは、関係都道府県知事その他の者に対して、避難行動要支援者に関する情報の提供を求めることができる。本項は、市町村長から情報の提供を求められた市町村外部の機関・団体が避難行動要支援者に関する個人情報を市町村長に提供する場合における個人情報保護法制上の根拠を設けたものである。

なお、(2)④と同様の趣旨（特別法の優先適用）により、改正個人情報保護法施行後においても、本項の規定により、避難行動要支援者に関する情報の提供を求められた市町村外部の機関・団体は、情報を提供することが可能となる。

(3) 個別避難計画情報の利用及び提供（法第49条の15）

平成25年の法改正時の避難行動要支援者名簿制度の創設趣旨は、名簿自体を作成することにあるのではなく、作成した名簿を適切に活用し、避難行動要支援者の生命・身体を災害から保護することであった。

このため、今般の個別避難計画の規定においても、本条で、市町村長が作成した個別避難計画情報が地域の避難支援者に適切に提供され、災害発生時に個別避難計画情報が最大限活用されるよう、個別避難計画情報について市町村内部での利用及び市町村外部への提供に関する取扱いを法律上規定したものである。

①市町村内部における個別避難計画情報の利用（第1項）

本項は、避難支援等の実施に必要な限度で市町村が個別避難計画情報を 内部利用することができるよう法律に根拠を設けたものであり、本項に基づく個人情報利用については本人又は避難支援等実施者の同意を得ることを要しない。

②平常時における個別避難計画情報の外部提供（第2項）

本項に基づく個別避難計画情報の事前提供は、これを受領した避難支援等関係者が避難行動要支援者の災害発生時における避難方法や避難支援の内容等を事前に把握・検討し、個々の要支援者ごとに個別避難計画の実効性を高める準備をしておくことを可能とすることを主たる目的としたものである。

市町村長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対し、個別避難計画情報を提供するものと規定している。その際、市町村の条例に特別の定めがある場合は、情報の提供について、避難行動要支援者及び避難支援等実施者（以下「避難行動要支援者等」という。）の同意を要しないが、条例に特別の定めがない場合は、避難行動要支援者等の同意を要することとなる。

本項にいう「条例に特別の定めがある場合」とは、外部提供について同意を不要とする旨を条例上明文で根拠を設けてある場合のほか、「個人情報保護審議会の意見を聴いて、公益上の必要があると認めるとき」のように、個人情報保護条例上の規定を根拠とする場合についても、該当する。

また、(2)④と同様の趣旨（特別法の優先適用）により、改正個人情報保護法施行後においても、本項の規定により、従前どおり外部提供について同意を不要とする旨を条例上明文で根拠を設けることが可能であり、個人情報保護条例上の規定を根拠とした場合も同様である。

③災害発生時等における個別避難計画情報の外部提供（第3項）

本項は、災害により避難行動要支援者の生命又は身体に具体的な危険が迫っている状況下においては、個人情報の利用による利益が個人情報の保護による利益に優越するとの判断に基づき、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合であって、避難行動要支援者の生命・身体を保護するために特に必要があると認めるときは、市町村長は、避難行動要支援者等の同意を得ることを要せずに、避難支援等関係者その他の者に対し、個別避難計画情報を外部提供できることを定めたものである。

④個別避難計画情報に係る避難行動要支援者以外の避難行動要支援者への配慮（第4項）

災害時に、生命・身体を保護するという行政の役割に鑑み、個別避難計画

が作成されていない避難行動要支援者に対しても、逃げ遅れ等が発生しないよう、何らかの配慮が必要となる。そのため、個別避難計画情報に係る避難行動要支援者以外の避難行動要支援者への配慮規定を設けることとした。

配慮の具体的な内容としては、市町村が、名簿において個別避難計画の作成の有無を分かるようにしておき、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者については、災害時において、市町村が地元の消防団や自主防災組織等に対してその旨を伝えるようにするなど、それらの者に対する避難支援が円滑かつ迅速に実施される仕組みを整えておくことが考えられる。

(4) 個別避難計画情報を提供する場合における配慮（法第49条の16）

本法に基づく個別避難計画情報の外部提供は、避難行動要支援者に対する避難支援等に必要範囲内で、消防機関や警察機関等の行政機関、民生委員等の個人、市町村社会福祉協議会や自主防災組織等の民間団体に対して幅広く行われることとなる。

この際、個別避難計画情報の取扱いについては、個人単位では守秘義務を課すことにより秘密保持を図ることとしている（法第49条の17）が、個別避難計画情報が不用意に外部漏えいする危険性を最小化するためには、このような個人単位での措置はもとより、個別避難計画情報を受け取る団体そのものにおいても、個別避難計画情報を取り扱う職員を必要最小限に限定するなど、個別避難計画情報の管理に関し組織単位で適切な措置を講じられることが求められる。

このため、名簿情報の取扱いと同様に、個別避難計画情報の取扱いについてもその適正管理に万全を期す観点から、個別避難計画情報の受領者個人に対する守秘義務と両輪をなすものとして、市町村長に対し、地域防災計画の定めるところにより、個別避難計画情報の漏えい防止のために必要な措置を講ずることを個別避難計画情報の提供先に求めるなど個人の権利利益の保護に必要な措置を講ずるよう努めることを義務付けるものである。

(5) 秘密保持義務（法第49条の17）

個別避難計画に記載された個別避難計画情報は、避難行動要支援者に関する心身の機能の障害や疾病に関する情報等といった極めて秘匿性の高い秘密を含むものである。

このため、個別避難計画情報の提供を受けた者が、正当な理由なくこうした秘密を他者に漏らすことは、避難行動要支援者等のもとより、避難行動要支援者の家族等の権利利益をも不当に侵害することになりかねない。また、個別避難計画情報に含まれる秘密の保持について避難行動要支援者等及び

家族等からの信用が十分に得られない場合には、平常時からの個別避難計画情報の提供に対する同意を躊躇させることにもつながり、結果として、地域住民等の「共助」による避難支援等の充実・強化を目的とした個別避難計画制度の実効性を大きく毀損するおそれもある。

本条は、こうした考えから、名簿情報と同様に、個別避難計画情報の不当な漏えいを防止し、もって避難行動要支援者等及び家族等の権利利益の保護並びに個別避難計画制度の信頼性及び実効性の確保を図るため、個別避難計画情報の提供を受けた者に対して守秘義務を課すものである。

市町村においては、本条の趣旨・内容を十分に承知の上、個別避難計画情報を外部に提供する際には、その相手方に法律上の義務内容等を適切に説明するなど、個別避難計画情報に係る秘密保持が徹底されるよう特段の配慮を図らねばならない。

(6) 留意事項

これまで「個別計画」等の名称で個別避難計画に類する計画を作成していた市町村については、当該計画の内容が、本法に基づき作成される個別避難計画の内容に実質的に相当している場合に限り、改正法の施行後に改めて個別避難計画を作成する必要はない。ただし、この場合においても、個別避難計画の作成方法等について地域防災計画に位置付ける必要があるためその旨留意されたい。

また、改正法の施行の際現に個別避難計画情報を外部の避難支援等関係者に提供している場合には、当該個別避難計画情報を受領した個人に対して本法に基づく秘密保持義務が課せられるよう、改正法の施行後に改めて個別避難計画情報の提供を行い、法律に基づく秘密保持義務が発生する日が明確になるよう取り計らわれたい。

第四 その他

3. 名簿及び個別避難計画に係る個人番号（マイナンバー）の活用（改正法附則第19条関係）

名簿の運用開始から6年が経過し、99.2%の地方公共団体で作成が完了し、普及が進んできており、今後は、名簿に掲載された情報を随時更新していく作業が重要である。

名簿に記載する情報は、避難行動要支援者の氏名、生年月日、性別、住所又は居所、電話番号その他の連絡先に加え、避難支援等を必要とする事由、

その他避難支援等の実施に必要な事項とされており、「避難支援等を必要とする事由」のうち、

- ・ 視覚障害、聴覚障害、肢体不自由等の障害の種類及びその程度
- ・ 要介護区分

などの情報については、市町村や都道府県の福祉部局等が保有する情報であって、マイナンバーに紐づけられた情報であるケースが多いことから、このような既に名簿に掲載され、対象となる個人が特定された避難行動要支援者の情報の更新にあたり、マイナンバーを活用することにより、市町村の事務の負担軽減及び効率化につながる事となる。

また、個別避難計画の記載事項は、名簿の記載事項に加え、避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項等としており、個別避難計画の作成・更新にあっても、名簿の更新と同様の理由で、マイナンバーの活用が有効である。

加えて、マイナンバーの活用により、名簿や個別避難計画への記載等した事項の更新を随時、迅速に行うことが可能となり、避難行動要支援者本人にとっても、迅速に避難支援等の提供を受けることが可能となる。

上記を踏まえ、今般、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）の別表第一（個人番号を利用可能な事務を定めたもの）及び同第二（複数機関間における情報連携の対象とする事務・情報を定めたもの）を改正し、上記の障害の種類及びその程度、要介護区分等の情報を情報連携の対象として追加することとした。

なお、名簿及び個別避難計画に個人番号を含んだ名簿情報及び個別避難計画情報を外部提供できるのは、番号利用法第19条各号に該当する場合であるが、個人番号を含まない名簿情報及び個別避難計画情報は外部提供できることに留意が必要である。

4. 指定避難所の公示事項の明確化（改正府令関係）

（1）規定を設けた趣旨

従前、市町村長は、法第49条の7の規定により準用する法第49条の4の規定により、指定避難所の指定をし、公示をしなければならないものの、令第20条の6第1号から第4号までに定める基準のみに適合するもの（いわゆる一般避難所）と同条第1号から第5号までに定める基準に適合するもの（主として高齢者や障害者等の受入れが想定されるいわゆる福祉避難所）の区別はなされていない。

その点、福祉避難所が指定避難所として公表されると、受入れを想定して

いない被災者の避難により、福祉避難所としての対応に支障が生ずる懸念があることなどから、指定避難所としての福祉避難所の確保が進まないとの指摘がある。

上記のような意見を踏まえ、高齢者等SWGにおいて議論が重ねられ、福祉避難所ごとに、受入対象者を特定してあらかじめ指定の際に公示することによって、受入対象者とその家族のみが避難する施設であることを明確化できる制度を創設することが適当であるとの最終とりまとめが示されたことから、今般、改正府令により、指定避難所の公示事項を規則において明確化し、指定福祉避難所等の指定を促進する。

(2) 具体的内容

① 公示事項

市町村長は、法第49条の7の規定により準用する法第49条の4の規定により、指定避難所を指定したときは、その旨を都道府県知事に通知するとともに、公示しなければならない。

規則において、指定避難所の公示事項を明確化し、

- ・令第20条の6第1号から第4号までに定める基準に適合する指定避難所（同条第1号から第5号までに定める基準に適合するものを除く。以下「指定一般避難所」という。）を指定したときは、その名称及び所在地その他市町村長が必要と認める事項
- ・令第20条の6第1号から第5号までに定める基準に適合する指定避難所（以下「指定福祉避難所」という。）を指定したときは、その名称、所在地及び受け入れる被災者等を特定する場合にはその旨その他市町村長が必要と認める事項

を公示するものとした。

② 経過措置

改正府令の施行の際現に法第49条の7第1項の規定により、令第20条の6第1号から第4号までに定める基準に適合する指定避難所（同条第1号から第5号までに定める基準に適合するものを除く。）として指定されているものについては、市町村の事務負担等を勘案し、「指定一般避難所」として公示をされているものとみなす経過措置を附則に設けている。

一方で、令第20条の6第1号から第5号までに定める基準に適合する指定避難所（いわゆる福祉避難所）については、今般の改正を踏まえ、公示が必要となるものであり、指定福祉避難所の受入対象者や避難支援等関係者に適切に周知されるよう、速やかに指定福祉避難所の公示をされたい。

避難行動要支援者名簿(災対法第49条の10～第49条の13)関係の質疑応答

本質疑応答については、「災害対策基本法等の一部を改正する法律等に係る質疑応答の送付について」(平成26年1月21日付事務連絡)、「避難行動要支援者対策及び避難所における良好な生活環境対策に関するブロック会議における質疑応答の送付について」(平成26年1月31日付事務連絡)及びこれら質疑応答を受けての再質問等を踏まえて作成したものに、4月1日の災対法施行以降、寄せられた質問等を追加したもの。

※災対法:災害対策基本法等の一部を改正する法律による改正後の災害対策基本法
 施行通知:災害対策基本法等の一部を改正する法律による改正後の災害対策基本法等の運用について(平成25年6月21日府政防第559号)
 要支援者取組指針:避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針(平成25年8月19日府政防第781号)

No.	質問内容	回答
1	避難行動要支援者、災害時要援護者、要配慮者、災害弱者等の類似の概念の用語が複数あるが、これらの用語の関係性はどうなっているのか。統一する予定はないのか。	今回災対法により定義された、特に配慮を要する者としての「要配慮者」、そのうち、災害発生時等に特に避難支援を要する者としての「避難行動要支援者」という表現を、今後政府としては使用することとしていく。
2	これまで、「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」があった。今回の2つの取組指針は、これを全面的に改定して策定したものとことだが、既存のガイドラインは廃止されたという扱いでよいのか。	その理解で差支えない。 平成25年3月の「災害時要援護者の避難支援に関する検討会」及び「避難所における良好な生活環境の確保に関する検討会」の報告書及び平成25年6月の災害対策基本法の改正内容を踏まえ、避難行動要支援者関係は全面改訂、避難所関係は新規策定というかたちになる。
3	避難行動要支援者名簿の出力形式や管理方法の規定はあるか。	出力形式については特段規定していないので、様式は任意であるが、情報が個々の部局にあるのではなく、集約して管理されているということが必要であると考えている。
4	避難行動要支援者名簿については、災対法第49条の10第2項に名簿への記載事項があるが、第1項で地域防災計画に定めるところにより作成するものとなっていることから、地域防災計画で名簿への記載事項を減らしても構わないか。それとも災対法第49条の10第2項の名簿への記載事項は必須事項となるのか。	災対法第49条の10第2項の名簿への記載事項は法定された必須事項となるので、名簿作成時は必ず記載されたい。
5	災対法第49条の10第2項にある「避難支援等を必要とする事由」として障害等級を記載する必要があるか。(取組指針P23に、名簿様式が記載されており、障害等級、要介護状態区分、療養判定等を記載する欄があるが、地域に提供する名簿として必ず必要な項目なのか。)	「避難支援等を必要とする事由」とは、視覚障害、聴覚障害、肢体不自由等の障害の種類及びその程度、要介護状態区分などの避難行動要支援者個人の避難能力に関する事項のほか、同居親族の有無等といった避難支援等を特に必要とする理由の概要を指すものであり、災害発生時における緊急的な避難支援等の実施に当たり、必要な人員数や支援方法を的確に判断する上で必要となる情報である。 上記を踏まえ、自治体において障害等級を記載するか否かも含め、判断いただきたい。
6	現在、民生委員の担当区ごとに名簿を作成している。自治体が決めた要件が記載されている名簿であれば、このような方法でも問題ないと理解してよいのか。	改正法第49条の10第1項で定める「避難行動要支援者名簿」の作成は市町村長の義務であることから、その要件を満たす形で市町村において作成するものである。
7	従来のガイドラインでいうところの「手上げ方式」「同意方式」で名簿掲載対象者となっていた者だけを地域防災計画に規定し、改正法に基づく避難行動要支援者名簿として作成することは可能か。(掲載要件に該当する場合は、名簿掲載についての本人の同意の有無に関わらず、いわゆるこれまでの「関係機関共有方式」で把握できる範囲まで、対象を広げなければいけないのか。)	今回の法制化を行った趣旨を没却しないよう、災対法第49条の10第3項等の特例規定に基づく個人情報の活用により、手を挙げた者(希望者)や名簿掲載に同意した者のみを対象とすることなく、要件を設定して名簿を作成いただくこととなる。 (これまでの「関係機関共有方式」により補足することが可能だった範囲を前提とするということでお考えいただきたい。)
8	災害時に地域の支援が必要な要配慮者に登録してもらい、その情報を地域団体等に提供する登録制度を運用しており、これを活用して地域の共助による支援体制づくりを進めている。この登録者をもって、災対法の定める避難行動要支援者名簿の掲載者として考えているが、これとは別に、行政情報として保有する、例えば要介護○以上及び障害者手帳○級といった要件に該当する者を対象とする名簿を整備する必要はあるか。	災対法の施行前から「災害時要援護者名簿」等の名称で避難行動要支援者名簿に類する名簿を作成していた市町村については、当該名簿の内容を点検の上、当該名簿の内容が災対法に基づき作成される避難行動要支援者名簿の内容に実質的に相当している場合には、当該名簿を、(法定の要件を満たしていない場合には、必要な見直しを行った上で、)災対法第49条の10に基づくものとして地域防災計画に必要な事項を定めた上で、避難行動要支援者名簿として活用することができる。
9	要支援者取組指針に名簿掲載対象者の例があるが、避難行動要支援者の定義、対象範囲は、各自治体の状況に応じて定めてよいのか。(要支援者取組指針P25～26において「避難行動要支援者の中には、避難等に必要な情報を入手できれば、自ら避難行動をとることが可能な者もある。」と記述されている。自ら避難できる者は、どういう人を指すのか。また、そのような人まで、名簿に登録する必要があるのか。)	例えば、聴覚障害者であっても、視覚的に必要な情報を取得できれば避難行動をするため判断すること及び実際に避難行動をとることが可能となる方もいる。避難行動要支援者に該当するか否かは、災対法の施行通知11頁にも示したとおり、個人としての避難能力の有無に加え、避難支援の必要性を総合的に勘案して判断することとなる。 ※施行通知第二IV5(2)①ア)にも示したとおり、要配慮者個人としての避難能力の有無については、主として、①警報や避難勧告・指示等の災害関連情報の取得能力、②避難そのものの必要性や避難方法等についての判断能力、③避難行動を取る上で必要な身体能力に着目して判断することが想定される。 一方、避難支援の必要性については、例えば、同居親族等の有無や社会福祉施設等への入所の有無のほか、各市町村における浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の分布状況、災害関連情報の発信方法(緊急速報メール等の視覚情報での発信や外国語での発信など)等に着目して判断することが想定される。

避難行動要支援者名簿(災対法第49条の10～第49条の13)関係の質疑応答

本質疑応答については、「災害対策基本法等の一部を改正する法律等に係る質疑応答の送付について」(平成26年1月21日付事務連絡)、「避難行動要支援者対策及び避難所における良好な生活環境対策に関するブロック会議における質疑応答の送付について」(平成26年1月31日付事務連絡)及びこれら質疑応答を受けての再質問等を踏まえて作成したものに、4月1日の災対法施行以降、寄せられた質問等を追加したもの。

※災対法: 災害対策基本法等の一部を改正する法律による改正後の災害対策基本法
 施行通知: 災害対策基本法等の一部を改正する法律による改正後の災害対策基本法等の運用について(平成25年6月21日府政防第559号)
 要支援者取組指針: 避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針(平成25年8月19日府政防第781号)

No.	質問内容	回答
10	要配慮者を把握することについて、市町村の福祉部局と防災部局で情報共有することになるが、平常時から必ず情報を共有しなければならないのか。共有する情報の種類や避難支援の要否等については、自治体が決めることと解釈してよいか。	災対法に定める個人情報の目的外利用は、あくまで避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度において内部での利用を認めるものであるため、その範囲において自治体でどのような情報が必要なのかを適切にご判断いただきたい。 災対法第49条の11第1項の規定に基づき、避難支援等の実施に必要な限度で、避難行動要支援者に記載し、又は記録された情報を内部で利用できることとしており、義務ではないが、必要に応じて、適切な関係機関で共有することを検討されたい。
11	国として避難行動要支援者の範囲を規定することは考えていないか。国が要件を示さないことで、自治体間で対象要件に差が出たとしても、自治体ごとの判断として理解して良いか。	昨年度に有識者や当事者、関係者省庁等も入った中で取りまとめた報告書において、一つの例はお示しているが、国として要件に関する統一の基準を設けることは考えていない。 避難行動要支援者の要件については、各自治体の状況や予測される災害等を踏まえ、地域防災計画の中で規定していただくことになるため、各自治体間の判断に委ねることになる。
12	要支援者取組指針では「同居家族がいることのみをもって避難行動要支援者から除外することは適切ではないこと。」とされているが、「対象範囲以外でも実態を踏まえながら市長が避難支援が必要であると認める場合は対象とすることができる」とし、対象外の者についても柔軟に対応できるようにすることは可能か。また、この対応をもって「地域において真に重点的・優先的支援が必要と認めるものが支援対象から漏れないようにするため、きめ細かく要件を設けること」に足りるとしてよいか。	各団体において、地域の実情を踏まえて必要と判断し、対象に加えることについては、特設問題ないと考えている。また、そのような対応を講じることは、「地域において真に重点的・優先的支援が必要と認めるものが支援対象から漏れないようにするため、きめ細かく要件を設けること」に当たるものと考えている。
13	自治体で要件を設定するに当たり、要支援者取組指針p.18に「形式要件から漏れた者が自らの命を主体的に守るため、自ら避難行動要支援者名簿への掲載を求めることができる仕組み」とあるが、これも要件とする場合、住民にどのように周知したらよいか。	自治体においては、まずは形式要件に該当する方を避難行動要支援者名簿に掲載していただくことになるが、要件に該当しない方も名簿掲載者とする場合、従来の手上げ方式等も名簿登録対象者とするを地域防災計画の要件として定め、周知を図って頂きたい。
14	平成26年4月1日の法律施行とともに名簿の作成及び提供、提供に係る同意が取得されていなければならないか。時期等の目安はあるのか。施行日に作成等が完了していない場合、義務違反となるのか。	今年度(平成25年度)は災対法の施行前でも実施可能な地域防災計画の策定等の準備をしていただきた。 その上で、施行日である平成26年4月1日以降、災対法に基づく個人情報利用の特例規定を適切に活用し、迅速に作成等を行っていただきたい。 なお、施行前となる今年度(平成25年度)中は、当該規定に基づく個人情報の目的外利用等により名簿の作成等を行うことができるものではないことから、施行日の時点で名簿を備えていなければ義務違反となるわけではない。 ただし、災対法の施行とあわせて速やかに同法の規定に基づき、名簿の作成及び外部への提供を行えるようにするため、施行前に地域防災計画の修正等、必要な準備に取り組みされたい。
15	避難行動要支援者名簿に関して、災対法の施行(平成26年4月1日)までの間に地域防災計画を修正する必要があるか。	避難行動要支援者名簿は、「地域防災計画に定めるところ」により作成することとしており、地域防災計画には名簿作成の具体的な方法・手順を定める必要がある。また、作成した名簿情報の外部提供についても、提供先や方法、提供を受ける者に対する情報漏えいの防止のために必要な措置等を地域防災計画において定めることとしているところ。そのため、災対法の施行とあわせて速やかに同法の規定に基づき、名簿の作成及び外部への提供を行うためには、施行前に地域防災計画を修正する必要がある。
16	災害時要援護者名簿を作成している市町村において、避難行動要支援者名簿を改めて作る必要があるのか。また災害時要援護者名簿作成済みの市町村においても、「地域防災計画の定めるところにより」と災対法に規定されたことから、地域防災計画について必要事項を盛り込む修正が必要になるのか。	災対法の施行前から「災害時要援護者名簿」等の名称で避難行動要支援者名簿に類する名簿を作成している市町村については、当該名簿の内容を点検の上、当該名簿の内容が災対法に基づき作成される避難行動要支援者名簿の内容に実質的に相当している場合には、当該名簿を、(法定の要件を満たしていない場合には、必要な見直しを行った上で、)災対法第49条の10に基づくものとして地域防災計画に必要事項を定めた上で、避難行動要支援者名簿として活用することができる。
17	災対法第49条の11における、「避難支援等の実施に必要な限度」とは、具体的にどの程度なのか。	災対法第49条の11における「避難支援等の実施に必要な限度」については、施行通知第一IV5(3)①にも示したとおり、 ・名簿情報の外部提供に関する本人同意を得るための連絡 ・防災訓練への参加呼びかけなど防災に関する情報提供 ・災害発生時又は発生のおそれがある場合の情報伝達や避難支援 ・災害発生時の安否確認・救助等 などが想定され、その際には、必要に応じて、同条の規定に基づく市町村内部での名簿情報の利用を検討されたい。
18	現在の災害時要援護者名簿を外部提供することについて本人同意を既に得ているが、災対法の施行後に、再度、同意を得る必要があるか。	・これまでと異なり、法律に基づいて行う名簿情報の提供となること ・名簿情報の提供を受けた者に対しては、法律に基づく秘密保持義務が課せられることを踏まえ、名簿情報の提供を行うために、改めて「同意」を得る必要がある。 なお、施行通知第一IV5(6)において、 「また、改正法の施行の際現に名簿情報を外部の避難支援等関係者に提供している場合には、当該名簿情報を受領した個人に対して本法に基づく秘密保持義務が課せられるよう、改正法の施行後に改めて名簿情報の提供を行い、法律に基づく義務が発生する日が明確になるよう取り計らわれたい。」としているところ。
19	施行通知の「また、改正法の施行の際現に名簿情報を外部の避難支援等関係者に提供している場合には、当該名簿情報を受領した個人に対して本法に基づく秘密保持義務が課せられるよう、改正法の施行後に改めて名簿情報の提供を行い、法律に基づく義務が発生する日が明確になるよう取り計らわれたい。」という内容は、提供を受ける避難支援等関係者を対象に書かれたものであり、同意を取り直す必要があるということの直接の根拠ではないのか。国から別に通知を出すなど、根拠を明確にしたい方がいないのか。	災対法の公布とあわせて発出している施行通知の文言としては提供にしか言及していないが、法律上も、提供に当たっては同意を得ることが必須であり、同意と提供は一体的なものであると解していることから、改正法の施行後に改めて名簿情報の提供を行うためには、法に基づいて名簿を提供するための同意を改めて得ることが必要になると解釈していただきたい。

避難行動要支援者名簿(災対法第49条の10～第49条の13)関係の質疑応答

本質疑応答については、「災害対策基本法等の一部を改正する法律等に係る質疑応答の送付について」(平成26年1月21日付事務連絡)、「避難行動要支援者対策及び避難所における良好な生活環境対策に関するブロック会議における質疑応答の送付について」(平成26年1月31日付事務連絡)及びこれら質疑応答を受けての再質問等を踏まえて作成したものに、4月1日の災対法施行以降、寄せられた質問等を追加したもの。

※災対法:災害対策基本法等の一部を改正する法律による改正後の災害対策基本法
 施行通知:災害対策基本法等の一部を改正する法律による改正後の災害対策基本法等の運用について(平成25年6月21日府政防第559号)
 要支援者取組指針:避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針(平成25年8月19日府政防第781号)

No.	質問内容	回答
20	現在の災害時要支援者名簿の運用として、民生委員に様々な方法で情報提供をしているが、法律施行後に改めて本人の同意を得て情報提供の必要があるか。	災対法第49条の11第2項に則り、市町村が名簿情報を外部提供するに際しては、本人同意を得た上で提供することとなり、これは民生委員であっても同様である。ただし、施行通知にあるように、条例等による特例措置を設けている場合には、改めて本人の同意を得ることは要しない。
21	避難行動要支援者対象者全員に郵送で同意確認を行う際、返信がない場合に不同意として扱うのか、市と連絡を取り続けるのか。また、例えば不同意者のみに意思表示をしていただき、返事がなかった人も同意したとみなすことは可能か。	「同意」「不同意」の判断について、各自治体として説明責任が果たせるよう、方法や様式等を工夫して対応いただきたい。
22	同意を取る作業は、市町村職員が直接又は郵送等で確認することであるが、市町村の負担が大きいため、民生委員等に依頼することは可能か。(民生委員が高齢者の自宅を訪問し、説明をした上で自主防災組織等に情報を提供することに同意を取っているが、そのような形は今後、認められないか。)	名簿情報の外部提供に関する本人同意を得るための連絡については、災対法第49条の11第1項に基づき、市町村が直接実施する必要があり、民生委員等に依頼することはできない。災対法第49条の11第2項に則り、市町村が名簿情報を外部提供するに際しては、本人同意を得た上で提供することとなり、これは民生委員であっても同様である。ただし、施行通知にあるように、条例等による特例措置を設けている場合には、改めて本人の同意を得ることは要しない。そのため、自治体においては郵送等により直接同意の確認を行っていただくよう、様式を含め、工夫していただきたい。
23	過去に民生委員には、本人の同意を得ることなく名簿情報を提供できることについて審議会の承認を得ているので、民生委員に名簿情報を提供し、「他の避難支援等関係者に提供することの同意」を頼むことは可能か。	特例規定は「本人の同意なく、名簿情報を避難支援等関係者に提供することを定めた条例等」である。同意の取得は市町村が行う業務であり、外部提供は同意を得てからになるので、民生委員も例外ではない。
24	避難行動要支援者名簿を適宜更新しとあるが、年何回程度の更新が妥当であるのか。	避難行動要支援者名簿の更新頻度については、特定の期間を想定しているものではないが地域の実情を踏まえ、適切なタイミングで適時更新していただくよう、各団体において判断されたい。
25	同意確認は名簿更新のたびに実施しなければならないか。	取組指針の様式例等も参考に、名簿更新時の本人の同意確認について、その具体的な方法を各自治体で検討いただきたい。
26	一番最初に名簿を作成するときには、名簿に掲載されることに対して同意を確認する必要があるか。	名簿を作成するに当たっては、名簿掲載への本人の同意は不要である。
27	避難行動要支援者名簿の更新について、対象者の転居等に含わせて更新することは、行政としては情報を持っていても、適時反映させることは難しいが、どのように対応すれば良いか。	死亡、転居等の把握はリアルタイムで把握可能だが、入所・入院等はリアルタイムで把握することは難しいため、1年や半年等に1度の期間で名簿情報を更新する際に反映して頂くことが良いのではないかと考えている。
28	作成した名簿については、外部提供の同意が得られた方については全て提供することになるのか。	外部提供に同意を得られた名簿情報については、災対法第49条の11第2項に基づき、避難支援等関係者に提供することが市町村の義務となる。
29	今回の法改正では市が直接、名簿情報を社協や民生委員等に提供することとなっているが、社協を通して民生委員等に提供することは可能か。	市から避難支援等関係者に対して、直接名簿情報を提供することとなる。
30	不同意者への支援について、例えば、自主防災組織、自治会の区域単位に避難勧告等を発令する場合や区域の一部が浸水する場合でも、名簿情報の提供が可能か教えて欲しい。	取組指針の内容等を踏まえ、その運用に当たっては、自治体ごとに被害状況や地域特性等を総合的に勘案し、生命・身体に危険があると考えられる区域が対象となると判断いただきたい。
31	「災害が発生するおそれがある場合」について、大雨洪水警報や特別警報の発表、地震注意情報または予知情報の発表、避難準備情報や避難勧告の発令などの際、本人の同意を得ずとも名簿提供できると解釈してよいか。	災対法第49条の11第3項に基づく名簿提供は、特定の注意報、警報の発令時、発災時等に無条件に認められるものではなく、それらも踏まえ、各団体において「要支援者の生命・身体を保護するために特に必要がある」か否かを適切に判断されたい。
32	作成した名簿を提供するにあたっては、受け取りを拒否する人や、自治会、自主防災組織がある。受け取れない理由は、災害時に避難行動要支援者への対応ができないという回答や名簿だけもらっても管理しきれないとのことである。法改正を踏まえ、提供を推進するが、受け取りの義務は法の中には示されていない。強制力があつた方が自治体としては進めやすいという考えもあるが、名簿の提供を進めるにあたっての考え方を伺いたい。	避難行動要支援者名簿の提供を受け、実効性のある避難支援等の実施が見込まれる団体や個人について、その理解と協力を得た上で、避難支援等関係者に位置付け、避難行動要支援者名簿の提供を行っていただきたい。
33	介護事業者、自主防災協議会、防災士などを避難支援等関係者(名簿情報の提供先)として考えてよいか。	避難支援等関係者として誰を位置付けるかは、各自治体で異なると考えており、一律に規定はしていない。各自治体で適切と考える団体や個人を地域防災計画において避難支援等関係者として位置付けていただくことで名簿情報の提供先とすることが可能となる。また、その役割等は、各市町村で相談し、適切に判断いただきたいと考える。
34	地域防災計画に定める「避難支援等関係者となる者」について、地域防災計画に団体や個人の固有名詞を記載するのは現実的ではなく、どのような表現で記載すべきか。また、各地域の実情に応じて避難支援関係者が異なる場合、地域防災計画にはその関係者を具体的に記載しなければならぬのか。例えば「各区災害時要支援者避難支援事業実施要綱に定める避難支援関係者」という形ではないか。	避難支援等関係者の範囲については、避難行動要支援者名簿の外部への提供に係る重要事項の一つとして、地域防災計画においてその範囲を明示する必要があるため、詳細を下位計画に委任するのではなく、地域防災計画に具体的に記載されたい。なお、記載方法については、災対法の例示を参考にいただきたい。国として許容できるか否かを判断はできないが、避難行動要支援者が「誰に」提供されるかが判断できることが重要と考える。

避難行動要支援者名簿(災対法第49条の10～第49条の13)関係の質疑応答

本質疑応答については、「災害対策基本法等の一部を改正する法律等に係る質疑応答の送付について」(平成26年1月21日付事務連絡)、「避難行動要支援者対策及び避難所における良好な生活環境対策に関するブロック会議における質疑応答の送付について」(平成26年1月31日付事務連絡)及びこれら質疑応答を受けての再質問等を踏まえて作成したものに、4月1日の災対法施行以降、寄せられた質問等を追加したもの。

※災対法: 災害対策基本法等の一部を改正する法律による改正後の災害対策基本法
 施行通知: 災害対策基本法等の一部を改正する法律による改正後の災害対策基本法等の運用について(平成25年6月21日府政防第559号)
 要支援者取組指針: 避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針(平成25年8月19日府政防第781号)

No.	質問内容	回答
35	民生委員等の他、自治会に名簿情報を提供している。現在は、自治会に秘密保持に関する誓約書を書いてもらっている。ただし、一部の自治会から、「依頼されてやっているのに、何で誓約書を要求されるのか」との意見が出ている。今回の法改正により、自治会に対し、改めて誓約書をとらなくてよいとの解釈でよいか。	今回の法改正により、「名簿を利用して避難支援等の実施に携わる者」に対し、法律に規定する秘密保持の義務がかかる。ただし、本規定が誓約書を取る・取らないを規定するものではなく、責自治体において災対法第49条の12の名簿情報を提供する場合の配慮として必要かを判断いただきたい。
36	名簿情報の提供について、災対法改正にあたって関係省庁との調整は行っているのか。例えば、警察等にこれから話を持って行った場合に、協力が得られるかどうか。	改正法の内容については、政府内関係省庁と協議・周知の上で進めている。ただし、実際に警察等を避難支援等関係者に定める場合には、各自治体においても調整の上、進めていただきたい。
37	自治体の個人情報保護条例に、例外規定として、個人情報保護審議会の意見を聴いた場合は本人の同意を得ることなく個人情報の外部提供を許可するといった規定がある。その場合、改めて別途条例の中で定めなくて、既存の保護条例を適用するというところで問題ないか。	お見込みのとおり。施行通知において、条例による特例措置(P.17)として、「名簿情報の事前提供は、本人同意を前提としているが、より積極的に避難支援を実効あるものとする等の観点から、自治体が条例で特に定める場合については、同意を要しないこととした。このような特例措置としては、外部提供について同意を不要とする旨を条例上明文で根拠を設けてある場合のほか、「個人情報保護審議会の意見を聴いて、公益上必要があると認めるとき」のように、個人情報保護条例上の他の規定を根拠とする場合についても、本項にいう「条例に特別の定めがある場合」に該当する」こととしている。
38	災害時要援護者名簿(避難支援の必要のない人も含む・同意していない人も含む)を避難行動要支援者名簿とみなし、平時時から外部(自治会等)に提供していいか。(本市では、個人情報保護審査会です承を得ており、地域防災計画では、災害時要援護者名簿としている。)	名簿情報の平時からの避難支援等関係者への提供は、避難行動要支援者本人の同意を前提としている。ただし、市町村の条例において、外部提供について特別の定めがある場合や、「個人情報保護審査会の意見を聴いて、公益上必要があると認めるとき」のように、個人情報保護条例上の他の規定を根拠とする場合は、必ずしも本人の同意を要しない場合もある。よって、質問にあるように、個人情報保護審査会で了承を得て、公益上必要があると認められる場合は、外部提供することは可能である。ただし、名簿情報の外部への提供は、「地域防災計画の定めるところにより」、行う必要があるで、そのような場合であっても、「名簿情報の提供先及び方法」について、地域防災計画に具体的に定めることが必要となる。
39	避難支援者の安全確保は難しいとのことであった。地域防災計画の中で義務付けされているが、書き方によっては避難支援しないように受け取られる。具体的にどの程度まで書いてらいいか、文案があつたら例示して頂きたい。	本事例集でも川崎市(p.9)や宮古市(p.29)を記載しているところであり、これらも参考に各自治体において検討いただきたい。
40	災対法改正に伴い、名簿作成関係で郵送やシステム関係等の経費が予想されるが、財政的措置はあるのか	避難行動要支援者名簿の作成・活用に要する経費については、地方交付税措置を講ずることとしている。
41	秘密保持義務について、改正法第49条の13に罰則があるか。	名簿情報の提供先として想定される者のうち、職務として避難支援等に携わる消防機関、警察機関等には地方公務員法の中で罰則が設けられている。一方で、自主防災協議会の構成員など、職務でなく、善意に基づく無償の協力者に、名簿情報の受領等で過度な心理的負担を課すことは、共通支援の裾野を広げる考えに反するので、守秘義務違反の罰則は設けていない。ただし、この場合においても、名簿情報が漏えいして、例えば、民事上の損害賠償が提起された場合には、改正法第49条の13の義務違反が不法行為の認定根拠となり得るので留意頂きたい。
42	名簿情報の漏えい防止については、改正法第49条の12だけで十分な対応と考えているか。	災対法第49条の12は、名簿情報を提供する場合の取扱いについて、名簿情報の受領者に対する守秘義務(災対法 第49条の13)と両輪をなすものとして、市町村長に対し、名簿情報の漏えい防止のために必要な措置を講ずることを名簿情報の提供先に対し求めるなど、個人の権利利益の保護に必要な措置を講ずるよう努めることを義務付けたものであり、これによりその適正管理に万全を期するものである。
43	不同意者の避難支援(発災時における名簿情報の外部提供)について、努力規定であって、義務ではないかを教えてほしい。 また、これは外部から求めがあれば提供しなければならぬのか、それとも市町村判断で良いのか。 (不同意者の避難支援について、「特に避難の時間的余裕がある風水害等のリードタイムがある災害においては、避難支援等関係者その他の者への情報提供に同意していない者についても、可能な範囲で支援を行うよう協力を求めることができることとなっている」とある。 不同意者リストは関係部局で共有・管理し、災害時において可能な限り安否確認に利用することとしており、現段階では不同意者の情報は関係部局以外の避難支援関係者に提供しておらず、不同意者の避難支援についても協力をお願いしていないが、差し支えないか。)	災対法第49条の11第3項は災害が発生し、又は発生のおそれがある場合であって、避難行動要支援者の生命・身体を保護するために特に必要があると認めるときは、避難行動要支援者の同意を得ることを要せずに、市町村長が名簿情報を外部提供できることを定めたものであり、提供義務ではないが、作成した名簿を適切に活用し、要支援者の生命・身体を災害から保護するという、本規定を設けた趣旨に鑑み、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の対応として、市町村において検討されたい。 第49条の11第3項は「できる」との規定であり、生命・身体を保護するために特に必要があると認めるときは避難支援等の実施に必要な限度で市町村の判断により提供するかを決めていただく。求められたら必ず提供しなければいけないわけではない。
44	災害が発生した後の限られた時間に、迅速性を求められる中で、不同意者も含めた名簿情報の提供や利用を行うことは困難であるため、平時時から利用ができるよう制度設計すべきでないか。その上で、個人情報の取り扱いに関する取り扱い方針(提供者や提供を受ける方の責務や日頃からの取組体制など)を定めるべきでないか。	平時からの名簿情報の提供は、いざという時に実効性の高い避難支援が行われるよう準備しておくことを目的としたものである。一方で、災害に対する事前準備の必要性については、それぞれの避難行動要支援者によっても認識が様々であり、いつ起こるかかわらない災害の発生のために心身の障害などを近隣の住民に知られるよりは、日々の生活の平穏を優先することを望まれる方も想定される。このため、今回の法改正においては、平時からの名簿情報については、避難行動要支援者本人の同意を原則としつつ、同時に、同意が得られた者の名簿情報について、個別の避難支援の準備に資するよう、地域の支援者に確実に提供することを義務付けたものである。
45	災害発生時等については、不同意者の情報も開示可能になっているが、災害がある程度収束した後の開示された個人情報の取扱いについて、どのように対処すれば良いか。	要支援者取組指針P30にあるように、「名簿情報の廃棄・返却等」情報漏えいの防止のために必要な措置が想定される。また同取組指針P29にもあるように自衛隊や都道府県警以外では、取扱いについて平時時から民間企業等とも協定を結ぶなど、あらかじめ関係者と連携しておくことも考えられる。その際、関係者には、同取組指針P22を参考に、「担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する」「守秘義務が課せられていることを説明する」「施設可能な場所への保管を行うよう指導する」「必要以上に複製しない」「取り扱う者を限定する」「取扱状況を報告してもらう」「個人情報の取扱いに関し研修を開催する」ことなどを検討されたい。
46	避難支援等を実施するに当たって、安全確保の関係として、避難行動要支援者や避難支援等関係者への補償制度はあるか。	名簿情報の提供を受けた避難支援等関係者(公務災害補償等の対象者を除く。)が、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難支援等を実施するため緊急の必要があると認められるときに、避難支援等に従事したことにより、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合は、災対法第65条第1項、第84条第1項に基づき損害補償の対象となる。 一方で、避難行動要支援者は、損害補償の対象となるものではない。 なお、現在損保関係者において、避難支援等関係者及び避難行動要支援者が被った傷害事故(従来の災害弔慰金及び災害障害見舞金の対象とならないもの)を保障対象とした新たな保険制度を整備したと聞いている。

避難行動要支援者名簿(災対法第49条の10～第49条の13)関係の質疑応答

本質疑応答については、「災害対策基本法等の一部を改正する法律等に係る質疑応答の送付について」(平成26年1月21日付事務連絡)、「避難行動要支援者対策及び避難所における良好な生活環境対策に関するブロック会議における質疑応答の送付について」(平成26年1月31日付事務連絡)及びこれら質疑応答を受けての再質問等を踏まえて作成したものに、4月1日の災対法施行以降、寄せられた質問等を追加したもの。

※災対法:災害対策基本法等の一部を改正する法律による改正後の災害対策基本法

施行通知:災害対策基本法等の一部を改正する法律による改正後の災害対策基本法等の運用について(平成25年6月21日府政防第559号)

要支援者取組指針:避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針(平成25年8月19日府政防第781号)

No.	質問内容	回答
47	取組指針p18に記載されている避難行動要支援者名簿の記載事項については、事前に掲載対象者に対し記載内容を説明し同意を得た上で、施行後に関係機関へ共有することについて同意を得る等の確認が必要か。	避難行動要支援者名簿の記載事項については改正法第49条の10第2項において定める法定事項であることから、事前に掲載内容について掲載対象者に同意を得ることについては義務とはしていない。
48	避難行動要支援者名簿の作成に当たって個人番号(マイナンバー)を活用することを想定しているか。	避難行動要支援者名簿の作成に当たって個人番号(マイナンバー)を利用することは想定していない。一方で、今回の法改正において、名簿の作成・利用に当たって必要な個人情報の利用に関し、個人情報保護条例の特例となる規定を設けたところである。
49	個別計画は避難行動要支援者名簿を平常時から提供することに同意しなかった人は作れないという理解で良いか。	避難行動要支援者名簿に基づき民生委員等が作成する場合は、同意の得ていない一方で避難行動要支援者名簿の情報をもって作成することはできない。しかし、災対法第49条の11第1項の規定により市町村が作成する若しくは避難行動要支援者名簿の情報に基づかない情報で個別計画を作成することを妨げるものではない。
50	ある地域では、要支援者ばかりとなり、支援者が3人で何人も要支援者を抱えることとなるが、個別計画でどのように支援者を割り当てたらよいか。	避難支援等関係者の役割としては、直接的に避難支援を行うこと以外にも、例えば、平常時において、個別計画の策定に当たってのコーディネーターの役割等を担っていただくこと等も考えられる(要支援者取組指針P36)ことから、地域の実情を踏まえ、高齢者の方にも避難支援等関係者となっていたり、その力を避難支援等に適切に活用していくことが重要と考えている。また、中長期的な取り組みになるが、日頃からの声掛けや見守り活動等の地域づくり活動を平常時から進め、支援者の裾野を拡大することについても検討されたい。
51	要支援者取組指針P18に、都道府県との連携などにより避難行動要支援者名簿のバックアップ体制を築いておくこととの記載があるが、都道府県においても情報を保管することと解釈すれば良いか。また、バックアップ体制とは、具体的にどのようなものなのか。	市町村の機能が著しく低下することも想定し、一つの方策として、都道府県との連携を示したものの、一般的には、条例等の規定により、個人情報の外部提供について、公益上相当の理由があり、地方公共団体に提供する場合には可能としているケースが多く、こういった規定を活用してバックアップ体制を構築することが考えられる。
52	法定の名簿とは別に、災対法施行前から作成している災害時要支援者名簿を、災害等が必要が生じた場合に活用しても良いか。それとも既存の災害時要支援者登録制度は廃止したうえで、法定の名簿作成を進めるべきか。	法施行をもって、これまで市町村等において独自に作成していたいわゆる「災害時要支援者名簿」等が失効するわけではなく、あくまでも、各市町村が要綱や計画に定めていた目的の範囲内になるが、それを活用することは妨げるものではない。
53	地域防災計画の改定は防災会議等の手続きに時間を要することから、地域防災計画改定前に作成した名簿を、法定の名簿と位置付けることは可能か。(名簿の内容は災対法で定める内容を網羅している。)	災対法では「地域防災計画の定めるところにより」避難行動要支援者名簿を作成することとなるため、地域防災計画の改定前の名簿を法定の避難行動要支援者名簿と位置付けることはできない。一方で、施行通知のIV5(6)にあるとおり、当該名簿の内容が改正災対法に基づき作成される避難行動要支援者名簿の内容に実質的に相当しているのであれば、地域防災計画に規定することにより、災対法第49条の10に基づく法定の名簿と位置付けることは可能である。
54	災対法第49条の10第1項は「当該市町村に居住する」と規定しているが、これは住民基本台帳への登録の有無に関わらず、実際に生活している者で、当該市町村の地域防災計画に定める避難行動要支援者に該当する場合は、避難行動要支援者名簿に掲載する必要はあるか。	災対法第49条の10第1項では「当該市町村に居住する要配慮者」は、住民基本台帳に記載されている当該市町村の住所に居住している住民だけでなく、講学上の住所であるか居所(人が多少の期間継続して居住しているが、その場所とその人の生活との結びつきが住所ほど密接ではなく、生活の本拠というまでには至らない場所)であることを問わず、当該市町村内に居住する住民が対象となるため、避難行動要支援者名簿に掲載いただくこととなる。
55	災対法第49条の10第2項の掲載事項として「電話番号その他の連絡先」とあるが、名簿掲載者が連絡手段を所持していない場合は空白でも良いか。	「その他の連絡先」というのは、緊急連絡先となり得る、例えば近隣の親族や世話人、寮の管理人や介護者等、名簿掲載者に災害情報や安否確認等のため、何らかの連絡が取れる連絡先を書いていただくものであり、必ずしも本人の所有する通信手段に限るわけではないので、何らかの連絡先等を記載していただく必要がある。
56	同意の取得を、業務委託契約により民生委員やNPO、事業者等に依頼することは可能か。	災害対策基本法第49条の11第1項は、避難支援等の実施に必要な限度で市町村が名簿情報を内部利用できるよう規定しており、内部において具体的に想定される名簿情報の利用用途として、名簿情報の外部提供に関する本人同意を得るための連絡等がある。この内部利用は、地方自治法第158条第1項の規定により市町村長の権限に属せられた事務を分掌させるために設けられた「内部組織」の間での相互利用を指すものであり、各市町村において具体的にどの機関が内部組織に該当するかは、例えば、当該市町村の個人情報保護条例に規定する「実施機関」の区分において、市町村長とは別の実施機関として列挙されている主体については、内部組織に含まれないと解するのが適当と考えられる。そのため、業務委託という形式が可能かどうかは災対法で判断できるものではなく、あくまで、各市町村の組織規定、個人情報保護条例等を勘案して判断いただくものである。
57	郵送によって、避難行動要支援者本人に対し、名簿の外部提供に関する同意を確認する際、「返信がない場合には、同意とみなす」という、いわゆる「逆手上げ方式」を採用することは可能か。	取組指針(21頁)にもあるように、「本人が実質的に同意していると判断できること」が重要であり、実施主体たる市町村において、本人が同意していると判断できるよう、その方法を含め整理していただく必要がある。(いわゆる「逆手上げ方式」が適法かどうかを判断するものではない。)
58	いわゆる「逆手上げ方式」を採用する場合、条例を定めたり、地域防災計画に規定する必要があるか。	名簿の作成・活用については、地域防災計画の定めるところにより実施することとしており、重要事項として同計画に定めることが必要と考えられる事項については、その具体例を取組指針P13にお示ししている。必ずしも別途条例を定めることが求められるわけではない。同意の取得方法をどうするかといった詳細については、地域防災計画に規定することも可能であるが、逆に規定しなければいけないというものではなく、全体計画に委ねる等の対応することも可能である(また、同意を取る際の様式の書き方等を工夫する等の対応でも可能)。
59	災害対策基本法第49条の11第3項で、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、本人の同意なしに名簿を提供できるとあるが、災対法に基づく名簿ではない、いわゆる「災害時要支援者名簿」等しか市町村が持っていない場合も、上記の規定に基づき、名簿を提供することは可能か。	災対法第49条の11第3項に定める名簿の提供は、同法に基づく名簿の場合のみである。一方で、これまで市町村において整備している法施行前の名簿については、その目的の範囲内で、関連の市町村の条例等に従って活用することとなる。
60	避難行動要支援者名簿の提供を受けた避難支援等関係者が平常時から避難支援等の応援を求めるとき、本人の同意を得た上で、地域防災計画に定めていない地域の支援者に名簿情報を再提供することは可能か。	避難行動要支援者名簿の提供は、原則として、市町村が本人から同意を得て、地域防災計画に定める避難支援等関係者に提供するものである。一方で、避難支援等の応援を得ることを目的に、避難支援等関係者が、本人の同意を得た上で、災害が現に発生していない平常時から地域防災計画に定める避難支援等関係者でない者に名簿情報を提供することについては、市町村の個人情報保護条例等の規定に則り判断して頂くことになる。なお、その場合には、こうした提供先には災対法第49条の13の秘密保持義務が課せられないため、個人情報の取り扱いを巡り、要支援者との間で何らかのトラブルが生じないよう、十分に注意していただきたい。

避難行動要支援者名簿(災対法第49条の10～第49条の13)関係の質疑応答

本質疑応答については、「災害対策基本法等の一部を改正する法律等に係る質疑応答の送付について」(平成26年1月21日付事務連絡)、「避難行動要支援者対策及び避難所における良好な生活環境対策に関するブロック会議における質疑応答の送付について」(平成26年1月31日付事務連絡)及びこれら質疑応答を受けての再質問等を踏まえて作成したものに、4月1日の災対法施行以降、寄せられた質問等を追加したもの。

※災対法:災害対策基本法等の一部を改正する法律による改正後の災害対策基本法
 施行通知:災害対策基本法等の一部を改正する法律による改正後の災害対策基本法等の運用について(平成25年6月21日府政防第559号)
 要支援者取組指針:避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針(平成25年8月19日府政防第781号)

No.	質問内容	回答
61	名簿情報を外部提供することに同意が得られなければ、個別計画は作成できないのか。	同意が得られなかった者については、市町村が直接、第49条の11第1項に基づき、名簿情報を活用して個別計画を作成し、補完することが想定される(避難支援等関係者を交えて作成することになると、名簿が外部提供されていることが前提になるため、その同意が得られていない段階では避難支援等関係者を交えて作成することはできない。)
62	個別計画には、どこまで詳しく書き込む必要があるか。	取組指針(37頁)に様式例を掲載しているので参考にしていただきたい。なお、こちらの様式はあくまでも一例なので、地域や避難行動要支援者の実情に応じて、計画に盛り込む情報を加えることが可能。また、逆に、必ずしも一律の様式を作成することが必須ではなく、避難行動要支援者の意向も踏まえてあえて最低限の情報に絞って記載したり、手書きの地図で対応するなど、可能な範囲で今すぐできる個別計画として、様式にとられずに作成することも可能であるので、市町村において工夫して頂きたい。
63	重度の認知症や障害等で理解が困難な人については法定代理人から同意を得ることができると理解しているが、ある程度進行した認知症などで理解が不十分になるとみられる人について、同居の家族等から同意を得ることも可能か。	取組指針P21で、重度の認知症等で判断能力が十分でない人については、親権者や法定代理人等から同意を得ることも差支えないとしている。この「親権者や法定代理人等」は、特定の者を想定しているわけではなく、同居の家族等を含め、本人の利益を守る観点から実質的に判断できる者であれば、避難行動要支援者本人に代わり、同意・不同意の判断を行う主体として差支えないものと考えている。
64	名簿情報の外部提供に係る本人の同意の意志確認については、民生委員等に委任できないとのことだが、民生委員等に協力をお願いできることについて教えてほしい。	民生委員等の協力を得ることのできる範囲として、日ごろの活動や業務等の中で接することのできる「要配慮者」(やその家族等)に対して、制度周知等を行うことが考えられる。民生委員等が、高齢者等の「要配慮者」を訪問した際に、市町村から名簿情報の避難支援等関係者への提供についての同意を求めた文書が郵送されてくる場合があること等についての周知や、避難行動要支援者名簿制度について不明な点や趣旨の説明(※)、名簿情報の外部提供に同意することによるメリットの説明等を行って頂くことが考えられる。(※)市町村に対して詳細説明を求めることもできることについての周知を含む。これらの活動により、①避難行動要支援者が、市町村から、名簿情報を平常時から避難支援等関係者に提供することについての同意の意思確認に係る連絡を受けた際、十分な制度趣旨の理解に基づき、同意するかどうかの選択ができることとなり、回答率や同意率の向上が図られること、②市町村が、名簿への掲載要件として、自ら名簿への掲載を求めた者も含むことを地域防災計画に規定している場合には、名簿掲載の形式要件から漏れてしまった方で、避難支援を必要とする方が、そのことを理解した上で自ら名簿への掲載を求めるきっかけを提供することが可能となることなどが期待される。
65	平常時からの名簿情報の外部提供について同意していない人の名簿情報の災害発生時の外部提供について、災害発生時は行政の機能が一時的に麻痺し、迅速に名簿情報を外部提供することが困難となることも考えられるため、平常時にあらかじめ封をした状態で避難支援等関係者に名簿を渡しておき、災害時に封を開けてもらうことで外部提供とし、避難支援等に当たってもらうこととしても良いか。	災害発生時の名簿情報の提供の方法について、災害発生時に適切に避難支援等関係者に情報提供できるよう、市町村において地域の実情等を踏まえ判断していただきたい。
66	災対法施行から半年以上が経過している中、現時点(平成26年度末)で名簿未作成の市町村に対して、今後、名簿の早急な整備のため、一層の取組強化を助言していくにあたり、名簿の作成及び地域防災計画の修正の期限について確認したい。	現時点(平成26年度末)で名簿未作成の市町村については、①平成25年6月の法の成立から約1年半、平成26年4月1日の法の施行からすでに半年以上を経過していること、②法第42条1項の規定に基づき、市町村防災会議は、毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならないとされていること等を踏まえ、遅くとも平成26年度末までに、名簿の作成に係る業務を完了するとともに、地域防災計画を修正し、名簿に関する規定を設けていただきたい。

27健第1627号
平成27年6月3日

各市町村防災担当部（課）長 様

福島県健康増進課長
(公印省略)

災害対策基本法第49条の10第4項に基づく情報提供依頼について（通知）

平成26年4月以降、各市町村において避難行動要支援者名簿（以下「名簿」という。）を作成することとされていますが、各市町村で把握していない情報の取得が名簿作成のため必要があると認められる場合は、災害対策基本法第49条の10第4項に基づき、都道府県等に情報を求めることができることとされており、平成26年4月4日付け26県安第7号福島県災害対策課長通知（以下「通知」という。）により難病の患者に係る情報提供を行っていたところで

す。さて、平成26年5月23日に成立しました難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）に基づき、平成27年1月1日より指定難病医療費助成制度の開始に伴い、原則、「重症」の区分が廃止されました。これにより、通知により提示しました情報提供する対象者の範囲での回答ができなくなったことに伴い、下記のとおり変更することとしました。

つきましては、平成27年1月1日以降の標記に係る依頼につきましては、下記の範囲で回答することとなりますので、ご了承ください。

記

1 照会先

保健福祉部健康増進課

2 情報提供する対象者の範囲

難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく疾患の患者（別紙1-1、別紙1-2参照）で、県から「特定医療費受給者証」の交付を受けている患者（難病の患者に対する医療等に係る法律施行令附則第三条に該当するもの（以下「難病療養継続者」という。）を除く。）。

なお、難病療養継続者については、県から「特定医療費受給者証」の交付を受け、かつ「重症認定」（別紙2参照）の患者。

また、特定疾患治療研究事業の対象となっている疾患の患者（別紙3参照）で、県から「特定疾患医療費受給者証」の交付を受けている患者。

3 照会方法

文書による照会のみとする。（別紙4の照会文例を参考としてください。）

(事務担当 健康増進課 副主査 名倉 秀一 電話 024-521-7237)

第1次実施分 指定難病(平成26年10月21日厚生労働省告示第393号)①

番号	病名	備考	番号	病名	備考	番号	病名	備考
1	球腎性筋萎縮症	特定疾患	21	ニコトリアリ病	特定疾患	41	巨細胞性動脈炎	
2	筋萎縮性側索硬化症	特定疾患	22	モヤモヤ病	特定疾患	42	結核性多発動脈炎	特定疾患
3	脊髄性筋萎縮症	特定疾患	23	フリオン病	特定疾患	43	頸椎性的多発動脈炎	特定疾患
4	原発性筋萎縮症	特定疾患	24	亜急性性慢性全脳炎	特定疾患	44	多発血管炎性肉芽腫症	特定疾患
5	進行性筋上肢麻痺	特定疾患	25	進行性多発性白質脳症	特定疾患	45	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	特定疾患
6	バーネンソン病	特定疾患	26	HTLV-1関連腎臓症		46	悪性関節リウマチ	特定疾患
7	大脳皮質萎縮性症	特定疾患	27	特発性基底核石灰化症	特定疾患	47	バージャー病	特定疾患
8	ハンチントン病	特定疾患	28	全身性アミロイドーシス	特定疾患	48	原発性抗リン脂質抗体症候群	特定疾患
9	神経有精赤血球症		29	ウルリッヒ病	特定疾患	49	全身性エリテマトーシス	特定疾患
10	シャルコー-マリエット-ラス病		30	遠位型ミオパチー		50	皮膚筋炎/多発性筋炎	特定疾患
11	重症筋無力症	特定疾患	31	ペスレムミオパチー		51	全身性強皮症	特定疾患
12	先天性筋無力症候群		32	自己免疫空腔性ミオパチー		52	混合性結合組織病	特定疾患
13	多発性硬化症/視神経炎	特定疾患	33	シェーグレン症候群		53	シェーグレン症候群	
14	慢性炎症性脱髄性多発神経炎/多発性運動ニューロパチー	特定疾患	34	神経線維腫症	特定疾患	54	成人チル病	
15	新入体筋炎		35	天疱瘡	特定疾患	55	再発性多発動脈炎	特定疾患
16	クロウ-深瀬症候群		36	凍皮水疱症	特定疾患	56	ペーチェット病	特定疾患
17	多系統萎縮症	特定疾患	37	膿疱性乾癬(汎発型)	特定疾患	57	特発性拡張型心筋症	特定疾患
18	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く)	特定疾患	38	スライ-グレン-ジョンソン症候群	特定疾患	58	肥大型心筋症	特定疾患
19	ライソソーム病	特定疾患	39	中毒性皮膚剥離症	特定疾患	59	抑癌型心筋症	特定疾患
20	副腎白質ジストロフィー	特定疾患	40	高尿酸血症	特定疾患	60	再生不良性貧血	特定疾患

※ 備考に「特定疾患」と記載のあるものは、旧事業(特定疾病治療研究事業)において医療費助成の対象(56疾病)となっていた疾病。

第1次実施分 指定難病(平成26年10月21日厚生労働省告示第393号)②

番号	病名	備考	番号	病名	備考	番号	病名	備考
61	自己免疫性溶血性貧血		81	先天性胆管拡張症/胆嚢炎		101	腸管神経腫/腸閉塞	
62	発作性夜間ヘモグロビン尿症		82	先天性胆管拡張症/胆嚢炎		102	ルビンスクタン-テイビ症候群	
63	特発性血小板減少性紫斑病	特定疾患	83	アジソン病		103	CFP症候群	
64	血液性血小板減少性紫斑病	特定疾患	84	サルコイドーシス		104	コスネロ症候群	
65	原発性免疫不全症候群	特定疾患	85	特発性間質性肺炎	特定疾患	105	チャージ症候群	
66	leA 腎症		86	肺動脈性肺高血圧症	特定疾患	106	クリオピリン関連周期熱症候群	
67	多発性薬疹		87	肺動脈性肺高血圧症/肺毛細血管腫症	特定疾患	107	全身性若年性特発性関節炎	
68	黄色網膜骨化症	特定疾患	88	慢性血行高粘性性肺高血圧症	特定疾患	108	TNFi受容体関連両側性症候群	
69	後縦綱骨化症	特定疾患	89	リンパ脈管腫瘍	特定疾患	109	非免疫性血性尿毒症候群	
70	広範囲性骨髄炎	特定疾患	90	網膜色素上皮症	特定疾患	110	ブライク症候群	
71	特発性大腸胃腸管狭窄症	特定疾患	91	バンド-キアリ症候群				
72	下咽性ADH分泌異常症	特定疾患	92	特発性胆管拡張症	特定疾患			
73	下咽性TSH分泌亢進症	特定疾患	93	原発性胆管拡張症	特定疾患			
74	下咽性PRL分泌亢進症	特定疾患	94	原発性胆管拡張症	特定疾患			
75	クッシング病	特定疾患	95	自己免疫性肺炎				
76	下咽性ゴナドトロピン分泌亢進症	特定疾患	96	クローン病	特定疾患			
77	下咽性成長ホルモン分泌亢進症	特定疾患	97	潰瘍性大腸炎	特定疾患			
78	下咽性前葉腺能低下症	特定疾患	98	好酸球性消化管疾患				
79	腎臓性コレステロール血症(非家族性)	特定疾患	99	慢性特発性性腺機能低下症				
80	甲状腺ホルモン不応症		100	巨大動脈瘤/小動脈瘤/腸管拡張不全症				

計 110疾病

【重症度分類】
 難病法第7条第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める病状の程度は、個々の指定難病の特性に基き、日常生活又は社会生活に支障があると医学的に判断される程度とする。

※ 備考に「特定疾患」と記載のあるものは、旧事業(特定疾病治療研究事業)において医療費助成の対象(56疾病)となっていた疾病。

第2次実施分 指定難病(平成27年5月13日厚生労働省告示第266号により追加)①

番号	病名	病名
111	先天性ミオパチー	中間頭神経形成異常症/トモルシア症候群
112	マリネスコ-ジュエ-グレン症候群	アイカルチン症候群
113	筋ジストロフィー	片側巨脳症
114	非ジストロフィー性ミオトニー症候群	顕高性及質異形成
115	遺伝性間期性四肢麻痺	神経細胞移動異常症
116	アトピー性脊髄炎	先天性大脳白質形成不全症
117	脊髄空洞症	トラバ症候群
118	脊髄腫瘍	海馬硬化を伴う内側頭葉てんかん
119	アイザックズ症候群	ミオクロニ-欠伸てんかん
120	遺伝性ジストニア	ミオクロニ-脱力発作を伴うてんかん
121	神経アメリタン症	レナックス-ガスト-症候群
122	脳脊髄モジリン沈着症	ウエスト-症候群
123	禿頭と寡形性椎症を伴う常染色体劣性白質脳症	大田原症候群
124	皮膚下膿瘍と白質脳症を伴う常染色体劣性白質脳症	早期ミオクロニ-脳症
125	神経筋系スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん
126	ペリ-症候群	片側痙攣-片麻痺-てんかん症候群
127	前頭側頭葉萎縮症	環状20番染色体体症候群
128	ピッカースタッフ脳幹脳炎	ラスムッセン脳炎
129	痲瘋萎縮型(二相性)急性脳炎	PCDH19関連症候群
130	先天性無痛無汗症	産台頭回部分発作重積型急性脳炎
131	アレキサンダー病	徐波睡眠期持続性棘波を示すてんかん性脳症
132	先天性後上性球麻痺	ランドウ-ウレフナー-症候群
133	マビウス症候群	レット症候群
		スタージ-ウォーカー-症候群

第2次実施分 指定難病(平成27年5月13日厚生労働省告示第266号により追加)②

番号	病名	病名
158	結節性硬化症	アペール症候群
159	色素性乾皮症	ファイファー症候群
160	先天性魚鱗癬	アントラー-ピクスラー症候群
161	家族性良性嚙性天疱瘡	コフィン-シリス症候群
162	顔面潰瘍(後天性膿皮水疱瘡を含む。)	ロスモンド-トムソン症候群
163	特発性後天性全身性無汗症	歌舞伎症候群
164	眼皮膚白皮症	多脚症候群
165	肥厚性皮膚骨髄症	無脚症候群
166	浮性線維性仮性黄色腫	脚耳管症候群
167	マルファン-症候群	ウエルナー-症候群
168	エーラス-ダンロス症候群	コケイン症候群
169	パンケラス病	ブラダナー-ウイリ症候群
170	オウシビクル-ホーン症候群	リトス症候群
171	ウイリソン病	ヌーナン症候群
172	低ホスファターゼ症	ヤング-シンブソン症候群
173	VATER症候群	1p36欠失症候群
174	肺嚢-ハコラ病	4p欠失症候群
175	ウイバー-症候群	5p欠失症候群
176	コフィン-ローリー-症候群	第14番染色体父親性ダイノミ-症候群
177	有馬症候群	アンジェルマン症候群
178	モワット-ウイリソン症候群	スミス-マギニス症候群
179	ウイリアムズ症候群	22q11.2欠失症候群
180	ATR-X症候群	エマヌエル症候群
181	クルーゾン症候群	脆弱X症候群関連疾患
		脆弱X症候群

第2次実施分 指定難病(平成27年5月13日厚生労働省告示第266号により追加) ㊸

番号	病名	番号	病名
207	総動脈幹遺残症	232	カーニ-複合
208	修正大血管転位症	233	ウオルフラム症候群
209	完全大血管転位症	234	ベルオキシソーム病(副腎白質シストロフィアを除く。)
210	単心室症	235	副甲状腺機能低下症
211	左心室形成症候群	236	急性副甲状腺機能低下症
212	三尖弁閉鎖症	237	副腎皮質刺激ホルモン不応症
213	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症	238	ピタミンド抵抗性くる病/骨軟化症
214	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症	239	ピタミンド依存性くる病/骨軟化症
215	アロー-四徴症	240	フェニルケトン尿症
216	両大血管右室起始症	241	高チロシン血症1型
217	エプスタイン病	242	高チロシン血症2型
218	アルポート症候群	243	高チロシン血症3型
219	キヤロウェイ-モロト症候群	244	メーブルシロップ尿症
220	急速進行性糸球体腎炎	245	プロピオン酸血症
221	抗糸球体基底膜腎炎	246	メチルマロン酸血症
222	一次性ネフローゼ症候群	247	イソ吉草酸血症
223	一次性慢性増殖性糸球体腎炎	248	グルコーストランスポート-1欠損症
224	巣斑腎性腎炎	249	グルタル酸血症1型
225	先天性腎性尿崩症	250	グルタル酸血症2型
226	間質性膀胱炎(ハンナ型)	251	尿素サイケル異常症
227	オスラー病	252	リジン尿性蛋白不貯症
228	閉塞性細菌管支炎	253	先天性葉酸吸収不全
229	肺胞蛋白症(自己免疫性又は先天性)	254	ホルフィン症
230	肺胞低換気症候群	255	複合カルボキシラ-ゼ欠損症
231	α1-アンチトリプシン欠乏症	256	筋型難原病

第2次実施分 指定難病(平成27年5月13日厚生労働省告示第266号により追加) ㊹

番号	病名	番号	病名
257	肝型難原病	282	先天性赤血球形成異常性貧血
258	ガラクトース-1-エプシロン糖ウリジルトランスフェラーゼ欠損症	283	後天性赤芽球病
259	レチンコレステロールアルシルトランスフェラーゼ欠損症	284	ダイヤモンド-ブラックファン貧血
260	シトステロール血症	285	ファンゴニ貧血
261	タンジール病	286	遺伝性赤芽球性貧血
262	原発性高カイロミクロン血症	287	エプスタイン症候群
263	脳腫黄色腫症	288	自己免疫性出血病XIII
264	無βリポタンパク血症	289	クローンカイト-カナダ症候群
265	脂肪萎縮症	290	非特異性多発性小腸潰瘍症
266	家族性地中海熱	291	ヒルシュレブリン病(全結腸型又は小腸型)
267	高IgD症候群	292	総赤芽球遺残症
268	中鎖-西村症候群	293	総赤芽球遺残症
269	化膿性無菌性関節炎-壊疽性膿皮症-アグネ症候群	294	先天性横隔膜ヘルニア
270	慢性耳聾性多発性骨髄炎	295	乳幼児肝巨大血管腫
271	遠直性骨髄炎	296	距離閉鎖症
272	進行性骨化性線維異形成症	297	アラジール症候群
273	幼若異常支持2先天性骨髄質症	298	遺伝性難症
274	骨形成不全症	299	遺伝性線維症
275	タフトオリック骨異形成症	300	IgG4関連疾患
276	軟骨無形成症	301	黄斑シストロフィア
277	リンパ管腫症/ゴ-ハム病	302	レーベル遺伝性精神神経症
278	巨大リンパ管奇形(頸部顔面病変)	303	アジヤン症候群
279	巨大静脈奇形(頸部顔面又は四肢病変)	304	若年発症型両側性感音聴覚
280	巨大動脈奇形(頸部顔面又は四肢病変)	305	遅発性内リンパ腫
281	クリッペル-トレノ-ウエーバー症候群	306	好酸球性副鼻腔炎

重症患者認定基準表

下記の症状が長期間継続すると認められるもの

対象部位	症状の状態	一部の例示	
眼	①眼の機能に著しい障害を有するもの	両眼の視力の和が0.04以下のもの	
		両眼の視野がそれぞれ10度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が95%以上のもの	
聴器	②聴覚機能に著しい障害を有するもの	両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの	
肢体	③両上肢の機能に著しい障害を有するもの	両上肢の用を全く廃したもの	
		④両上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの	両上肢のすべての指を基部から欠き、有効長が0のもの 両上肢のすべての指の用を全く廃したもの
		⑤一上肢の機能に著しい障害を有するもの	一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの 一上肢の用を全く廃したもの
	⑥両下肢の機能に著しい障害を有するもの	両下肢の用を全く廃したもの	
		⑦両下肢を足関節以上で欠くもの	両下肢をショパール関節以上で欠くもの
	⑧体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの	腰掛、正座、あぐら、横すわりのいずれもができないもの又は、臥位又は坐位から自力のみでは立ち上がれず、他人、杖、その他の器物の介護又は補助によりはじめて立ち上がることができる程度の障害を有するもの	
	⑨身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前①～⑧と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの	一上肢及び一下肢の用を全く廃したもの	
		四肢の機能に相当程度の障害を残すもの	
	神経系	肢体の障害に準じる	
呼吸器	活動能力の程度がゆっくりでも少し歩くと息切れがする、または、息苦しくて身の回りのこともできない状態に該当し、かつ、次のいずれかに該当するもの。(1)予測肺活量1秒率が20%以下のもの(2)動脈血ガス分析値にA表に掲げるうち、いずれか1つ以上の異常を示すもの。	いかなる負荷にも耐え得ないもの	
		浮腫、呼吸困難等の臨床症状があり、B表に掲げる症状の1又は2に該当し、かつ、C表に掲げる心臓疾患検査所見等のうち、いずれか2つ以上の所見等があるもの	
心臓	D表に掲げるうち、いずれか1つ以上の所見があり、かつ、E表に掲げるうち、いずれか1つ以上の検査成績の異常に該当するもの		
腎臓	F表に掲げるうち、いずれか1つ以上の所見があり、かつ、G表に掲げるうち、いずれか1系列以上の検査成績が異常を示すもの		
肝臓	G表に掲げるうち、いずれか2系列以上の検査成績が高度異常を示し、高度の安静を必要とするもの	H表に掲げるうち、いずれか1つ以上の所見があり、かつ、I表に掲げる1～4までのうち、3つ以上に該当するもの	
		J表に掲げるうち、いずれか1つ以上の所見があり、かつ、K表に掲げるうち、いずれか1つ以上の所見があるもの	
血液・造血器			
その他			

重症患者認定基準表(附表)

呼吸器疾患の参考表

A表(呼吸器疾患検査所見—動脈血ガス分析値)

検査項目	単位	異常値
1 動脈血O ₂ 分圧	mmHg	55以下
2 動脈血CO ₂ 分圧	mmHg	60以上

動脈血ガス分析値は、1回のみ検査成績によることなく、総合的に判定するものとする。

心臓疾患の参考表

B表(心臓疾患重症症状)

1	安静時にも心不全症状又は狭心症症状が起り、安静からはならず訴えが増強するもの
2	身体活動を極度に制限する必要のある心臓病患者で、身の回りのことはかろうじてできるが、それ以上の活動では心不全症状又は狭心症症状がおこるもの

C表(心臓疾患検査所見等)

1	明らかな器質性雑音が認められるもの
2	X線フィルムによる計測(心胸郭計数)で60%以上のもの
3	胸部X線所見で、肺野に高度うっ血所見のあるもの
4	心電図で、陈旧性心筋梗塞所見のあるもの
5	心電図で、脚ブロック所見のあるもの
6	心電図で、完全房室ブロック所見のあるもの
7	心電図で、第2度以上の不完全房室ブロック所見のあるもの
8	心電図で、心房細動又は粗動所見があり、心拍数に対する脈拍数の欠損が10以上のもの
9	心電図で、ST低下が0.2mV以上の所見があるもの
10	心電図で、第Ⅲ誘導及びV ₁ 以外の誘導のTが逆転した所見があるもの
11	心臓ペースメーカーを装着したものの
12	人工弁を装着したものの

腎臓疾患の参考表

D表(腎臓疾患重症症状)

1	尿毒症性心膜炎
2	尿毒症性出血傾向
3	尿毒症性中枢神経症状

E表(腎臓疾患検査所見等)

検査項目	単位	異常値
1 内因性クレアチニン・クリアランス値	ml/分	10未満
2 血清クレアチニン濃度	mg/dl	8以上
3 血液尿素窒素	mg/dl	80以上

人工透析療法施行中の者にかかる腎機能検査成績は、当該療法実施前の成績による。

肝臓疾患の参考表

F表(肝臓疾患重症症状)

1	高度の腹水が持続するもの
2	意識障害発作を繰り返すもの
3	胆道疾患で発熱が頻発するもの

G表(肝臓疾患検査所見等)

系列	検査項目	単位	異常値	高度異常値
A	アルブミン(電気泳動法)	g/dl	2.8以上3.8未満	2.8未満
	γ-グロブリン(電気泳動法)	g/dl	1.8以上2.5未満	2.5以上
	ZTT(Kunkel法)	単位	14以上20未満	20以上
B	ICG(15分値)	%	10以上30未満	30以上
	血清総ビリルビン	mg/	1.0以上5.0未満	5.0以上
	黄疸指数(Meulengracht法)	—	10以上30未満	30以上
C	GOT(Karmen法)	単位	50以上200未満	200以上
	GPT(Karmen法)	単位	50以上200未満	200以上
D	アルカリフォスファターゼ(Bessey法)	単位	3.5以上10未満	10以上
	アルカリフォスファターゼ(King-King法)	単位	12以上30未満	30以上

血液・造血器疾患の参考表

H表(血液・造血器疾患重症症状—貧血群)

1	治療により貧血傾向はやや認められるが、なお高度の貧血、出血傾向、易感染症を示すもの
2	輸血をひんぱんに必要とするもの

I表(血液・造血器疾患検査所見等—貧血群)

1	末梢血液中の赤血球像で、次のいずれかに該当するもの (1) 血色素量が6.0g/dl未満のもの (2) 赤血球数が200万/mm ³ 未満のもの
2	末梢血液中の白血球像で、次のいずれかに該当するもの (1) 白血球が1,500/mm ³ 未満のもの (2) 顆粒球数が500/mm ³ 未満のもの
3	末梢血液中の血小板数が1万/mm ³ 未満のもの
4	骨髓像で、次のいずれかに該当するもの (1) 有核細胞が2万/mm ³ 未満のもの (2) 巨核球数が15/mm ³ 未満のもの (3) リンパ球が60%以上のもの (4) 顆粒球(G)と赤芽球(E)との比(G/E)が10以上のもの

J表(血液・造血器疾患重症症状—出血傾向群)

1	高度の出血傾向又は関節症状のあるもの
2	凝固因子製剤を頻りに輸注しているもの

K表(血液・造血器疾患検査所見等—出血傾向群)

1	出血時間(デューク法)が10分以上のもの
2	血小板数が3万/mm ³ 未満のもの

特定疾患治療研究事業対象疾患 (平成27年1月1日より)

【対象疾患】

- 1 スモン
- 2 難治性の肝炎のうち劇症肝炎
- 3 重症急性膵炎
- 4 プリオン病 (ヒト由来乾燥硬膜移植によるクロイツフェルト・ヤコブ病に限る。)
- 5 重症多形滲出性紅斑 (急性期)

(別紙4)

文 書 記 号

平 成 年 月 日

福島県知事 様

〇〇市町村長

災害対策基本法第49条の10第4項に基づく情報提供について（依頼）

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の10第1項に基づく「避難行動要支援者名簿」を作成するため、「難病患者」に関する下記の情報について、同条第4項の規定に基づき提供願います。

記

1 対象

難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく疾患の患者で、県から「特定医療費受給者証」の交付を受けている患者（難病の患者に対する医療等に係る法律施行令附則第三条に該当する者（以下「難病療養継続者」という。）を除く。）。

なお、難病療養継続者については、県から「特定医療費受給者証」の交付を受け、かつ「重症認定」の患者。

また、特定疾患治療研究事業の対象となっている疾患の患者で、県から「特定疾患医療受給者証」の交付を受けている患者。

2 内容

別紙様式「避難行動要支援者名簿」の各項目

3 時点

平成〇〇年〇月〇日現在の状況

（事務担当 <所属> <担当者> <電話番号>）

【別紙様式】

避難行動要支援者名簿

番号	氏名	生年月日	性別	郵便番号	住所	電話番号	避難支援等を必要とする事由		その他
							（障害、要介護、難病、療育）の種類	障害等級、要介護状態区分、療育判定等	